



座談会風景 編集部

— 目 次 —

座談会 東日本大震災・原発事故からの復旧・復興への道筋
 —平成23年度補正予算を出発点として—

報 告 佐々木隆博 民主党農林水産部門会議座長
 司 会 谷口 信和 東京大学教授
 参加者 梶井 功 服部 信司 堀口 健治 神山 安雄
 加瀬 和俊 小林 信一 矢坂 雅充 安藤 光義 ……(4)

被災者支援、復興の財政は国民連帯の心で
 —東日本大震災・大津波・福島原発事故— ……内山 昭(41)

シリーズ“どこへ行く日本の食と農²⁶”
 「有機畜産の発展に期待したいこと」 ……大山 利男(44)

シリーズ“農業研究最前線からの報告⁵”
 長期の田畑転換による地力低下の現状と対策 ……新良 力也(51)

〔時評〕 「提言」を受け入れるべき ……(K)(2)

☆表紙写真 新緑と滝 編集部
 「農村と都市をむすぶ」2011年5月号(第61巻5号)通巻715

「提言」を受け入れるべき

(一)



三月三〇日、自民党谷垣総裁、石破政調

会長が菅首相へ申し入れた「東日本大地震

震・津波災害及び原発事故対策に関する緊

急提言（第一次）は、一六〇項目以上にわたる大提言だ

が、その「具体策の提案」の真先に掲げられていたのが

「I政府の支援体制の確立」という項目で、次のように

「提案」していた。

1、震災特命大臣及び特命室の設置

被災者支援・生活支援・産業再興・インフラ復旧

策を担当する特命大臣を設置、対策実施権限を付与

し、「政治決断」を可能とする。関係省庁を調整し得

る精鋭を大臣特命室に集結させ、特命大臣をサポート

とする。必要な情報は特命室員を通じて的確に大臣

に集約され、方針は特命室員により速やかに関係方

面に伝達される体制を確立する。

2、政府現地对策本部の機能強化

被災県ごとに副大臣クラスを長とする現地对策本

部を設置し、関係省庁出向職員によるサポート体制

を確立。本部長に一定の即応権限を持たせ、現場対応

すべきは即応し、調整を要する案件については震災

特命大臣に直結する。本部員は、被災現場、避難所、

ガレキ処理現場、仮設住宅建設現場を巡回しつつ、

ニーズを把握し、要望事項の取りまとめにあたる。

菅総理の緊急事態への対処の仕方に関わりを感じての

提言であること、いうまでもないだろう。同じことを民

主党内部でも感じていたのであろうか、一日遅れた三一

日、民主党農林水産部門会議が「農林水産関係の復旧・

復興対策（報告）」を党特別立法チームに提出している

が、その「報告」が、「I：緊急に対応すべき事項」の最

初にあげたのが、「1、復旧・復興のための体制整備」で

あり、次のように書かれていた。

「省庁間の縦割りを廃し、効率的・一元的に復旧・

復興を推進するため、強力なリーダーシップを持つ

体制を立ち上げる。具体的には、特命大臣の下に、「防

災復興府」を設置し、各府省の上に立つ特別の権限

と財源（特別会計等）を有するものとする。被災県

の参画も求めるものとする。」

菅総理がこれらの提言をどう受け留めたのか、知る由

もないが、「首相肝いり復興会議（11・4・12朝日新聞）

をスタートさせ、その復興計画に基づいて方針を決定、

実行に移す復興本部は自らが主宰するらしいから、特別

の権限と財源を有する特命大臣指揮下の「防災復興府」

や「特命室」などは問題にもしないのではなからうか。

それで本当に、適時・適切に復旧・復興施策は実行されるか、問題だろう。「提言」を受け入れるべきだ。

(一)

自民党の提言のなかに、「農林水産関連の災害復旧計画提出期限・計画期間の延長」という項目があった。市町村が提出する農地・農業用水路・漁港などの農林水産業関連の災害復旧計画に関して、提出期限（災害発生後六〇日以内）を延長すると共に、計画期間（原則三年）を延長する」という提言である。

災害を受けた農地・施設について「補助率、国庫負担率の嵩上げ等」（民主党）、「特段の支援措置」（自民党）を行なうべき、ということ、これだけの大災害を前にしては誰も考えるが、そのための事務手続きにも特段の措置が必要だということまでは、普通はなかなか考えが及ばない。

しかし、この大災害で市町村自体が大きなダメージを受け、「自治体行政機能が大きく損なわれたことや被害が甚大に及んだこと」（自民党提言での表現）からすれば、事務処理能力に配慮することは、復旧業務の第一歩を確かなものにするために重要な意味をもつとすべきだろう。

普通はなかなか気がつかないこうしたことにまで配慮したのは、多年政権与党として行政と密着していたからか、と感心したのだが、この問題に関しては、提言を受ける三日前の三月二八日、改正を農水省は通知していた

と聞いて、その措置に一層感心した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部改正（四月一日公布）としてだが、「東北地方太平洋沖地震の被害が極めて甚大であるため、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業については、その把握が可能となったとして都道府県知事が定める日から六〇日以内とする特令を定めました」（農水省三・二八）プレスリリース、傍点は時評子）という。極めて適切な行政対応とすべきだろう。これからが大変なことになることだが、「嵩上げ」特段の支援措置が必要で国庫補助についても適切な行政対応がとられるであろうことを期待しておきたい。

早急な対応を現地から求められていた原発補償について、賠償の対象やその目安を定める指針づくりに向たる原子力被害賠償紛争審査会がようやくスタートし、同時に内閣府でこの補償問題にあたる経済被害対策本部も海江田経産相本部長兼務で発足した。農林漁業分野では、避難命令で避難している人、出荷・出漁停止命令で損害を受けた人、放射能汚染で農地を利用できなくなっている人、風評被害を受けた人等々、被害の態様も程度も様々である。これにどう対応するか、他省庁以上に農水省には重い課題が課されている。的確な対応を望みたい。（K）

座談会

東日本大震災・原発事故からの復旧・復興への道筋
平成23年度補正予算を出発点として

谷口（司会） 本日は、去る三月一日に勃発した東日本大震災と、続く原発事故からの復旧、復興の道筋を考えるべく、五月二日にも成立が見込まれる平成二三年度補正予算を手がかりにして、緊急に座談会を開催することにしました。

いうまでもなく、大震災と大津波の災害に関しては、



谷口 信和氏

復旧なりその後の復興が重要なテーマとして議論すべき段階に到達しつつあるといえます。しかし、東日本大震災復興構想会議に委員として

参加している佐藤雄平福島県知事が繰り返し強調されるように、原発事故はまだ収束の見通しは立っておらず、収束への工程表として東京電力が示した道筋は、言葉を変えれば、こうあってほしいという願望の一覧表にすぎないともいえます。

このように、復旧、復興論議には微妙な位相差があることに十分配慮しつつ、本日はとりあえず補正予算を手がかりにして議論したいと存じます。

まず、民主党の農林水産部門会議座長の佐々木隆博議員から、予算を中心とした民主党の対策、政策についてご説明をお願いいたします。その上で、幾つか柱を立てて討論したいと思います。討論の柱については、ご報告を踏まえて後ほど提起したいと思えます。

それでは、佐々木議員、よろしくお願いたします。
佐々木 どうも皆さん、こんばんは。大変遅参いたし

座談会出席者

(2011年4月26日)

報告／佐々木隆博
(民主党農林水産部門会議座長)

司会／谷口 信和 (東京大学教授)
参加者 梶井 功 (東京農工大
学名誉教授)
服部 信司 (日本農薬研究所
客員研究員)
堀口 健治 (早稲田大学教授)
神山 安雄 (農政ジャーナ
リスト)
加瀬 和俊 (東京大学教授)
小林 信一 (日本大学教授)
矢坂 雅充 (東京大学准教授)
安藤 光義 (東京大学准教授)



佐々木 隆博氏

てはややみえてまいりました。二十九日、三〇日で衆議院、一日、二日で参議院というスケジュールリングが示されました。ただ、やや与野党の合意に至っているというよう

まして申しわけ
ございません。
震災から一月
半経過している
わけでありませ
が、ようやく補
正予算が二八日
の夜提出とい
う、方向性とし

に伺ってございます。参議院での否決がなければ、二日には成立という予定でございます。

最初に、予算もさることながら、一番最後のほうかもしれませんが、こういう表になったものがあるかと思えます。本当はこの前に、我々部門会議として省と部門会議でやりとりしている時間がないので、その場でやろうというところで、農水省の三役の皆さん方にも必ず一人入っていただくという状況でつくり上げた我々の復旧、復興のための計画があります。それを踏まえて、法案と予算措置にある程度落とし込んだのがこの表でございます。その一番目にあります新食料供給基地建設のための措置というのが一番大きなテーマでございます。復興再生計画と名づけていたのでありますが、私どもの部門会議としては、この中に例の復興府構想も提言させていただきました。

いずれにしても、これは少し中長期的な話になりますので、きょう、最後に立法チームの会議があったのですが、二八日までに出す法案とそれ以降の法案ということ整理して、これは二八日以降のものになります。この中で今、国交部門の座長さんとも打ち合わせをさせていただいているのですが、どこかで合同会議をやりませんかという話をさせていただいているのは、この中に復興府の構想と同時に、地域のゾーニング構想も一緒に提言

農林水産関係の法的措置（検討中）

	概要	件名（関係法律名）	形式（一括法等）	前例（阪神淡路）	提出時期
【1 新食料供給基地建設のための措置（検討中）】					
	新たな食料供給基地建設のための特別措置（被災地の農山漁村を国・地域一体となって整備する仕組みの創設）	—	新規立法に向けて検討中	被災市街地復興特措法（開発行為を規制し、市街地復興の特例を措置）	検討中（一次補正よりも後）
【2 金融対策】					
(1)	制度資金の償還期限及び据置期間の延長等	株式会社日本政策金融公庫法 農業近代化資金融通法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法 漁業近代化資金融通法 農業改良資金融通法 林業・木材産業改善資金助成法 沿岸漁業改善資金助成法 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等	財政援助一括法	なし（阪神淡路の際には中小企業近代化資金等助成法で対応）	一次補正予算と同時
(2)	(独)農林漁業信用基金による保険割合の引き上げ	農業信用保証保険法 中小漁業融資保証法		なし（阪神淡路では、中小企業信用保険法で8割又は7割を9割に上げた。）	一次補正予算と同時
【3 財政援助】					
(1)	漁船保険・漁業共済に係る一般会計からの特別会計繰入れ等	特別会計に関する法律		繰入れについては、S55、63、H7等に同様の措置	一次補正予算と同時
(2)	農業者年金の保険料の免除、行方不明者の死亡時の推定等	農業者年金基金法 農林漁業団体職員共済組合制度統合法		保険料免除は、阪神淡路、口蹄疫の際に同様の措置	一次補正予算と同時
(3)	中央卸売市場の災害復旧事業に係る国庫補助の特例（通常4/10以内→2/3）	卸売市場法	財政援助一括法	阪神淡路の際に同様の措置	一次補正予算と同時
(4)	農業・林業・漁業集落排水の災害復旧事業に係る国庫補助の特例（通常1/2→8/10又は9/10）	—		なし	一次補正予算と同時
【4 災害復旧・復興】					
(1)	土地改良法の特例（除塩の実施、非申請事業（復旧と併せ行う改良を含む）の実施等）	土地改良法	個別対応	なし	一次補正予算と同時
(2)	災害復旧事業等における国等の代行	漁港漁場整備法 海岸法 地すべり等防止法等	国土交通省一括法	なし	一次補正予算と同時
【5 その他】					
	海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員選挙の延長	漁業法 農業委員会等に関する法律	個別対応	なし	一次補正予算と同時

平成23年 4月26日

第177回（常会）提出予定法案（震災関係）（閣議付議日別）

補は補正予算関連法案

〈4月19日（火）〉 計2件

- 地方税法の一部を改正する法律案〔総務省〕
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案〔財務省〕

〈4月22日（金）〉 計2件

- 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（仮称）〔国土交通省〕
- 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（仮称）〔国土交通省〕
- ※ 平成23年度予算第一次補正案（概算）閣議決定

〈4月26日（火）〉 計4件

- 補○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（仮称）〔内閣府本府〕
- 補○平成二十三年度における地方交付税の総額の特例等に関する法律案（仮称）〔総務省〕
- 補○東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（仮称）〔農林水産省〕
- 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（仮称）〔農林水産省〕

〈4月28日（木）夕方〉 計1件

- ※ 平成23年度予算第一次補正予算案（3件）
- 補○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保のための特別措置に関する法律案（仮称）〔財務省〕
- ※あわせて、特例公債法案及び国民年金法案の修正を閣議決定し、衆議院議長あて申出。特例公債法案は付託済みであるため、本会議での承認を要する。

〈5月10日（火）メド〉 計2件

- 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）〔総務省〕
- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送への移行に係る電波法の特例に関する法律案（仮称）〔総務省〕

〈時期未定〉

- 東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（仮称）〔内閣官房〕
- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）〔金融庁〕
- 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（仮称）〔外務省〕
- 新たな食料供給基地建設のための特別措置に関する法律案（仮称）〔農林水産省〕
- 復興事業を円滑に進めるための所有者不明の土地の取扱い等に関する法律案（仮称）〔国土交通省〕
- 東日本大震災において被災した市街地の復興に係る特別措置を定める法律案（仮称）〔国土交通省〕

させていただいております。そうなると都市計画法と農振法を一体でやらなければならぬというようなことがありますので、これは連休明けになるかもしれません。が、そういったものに少し着手をしていきたい。

政府は今、基本法を提出したいということになってございまして、それはそこまで至らないかなり漠然とした基本法が出るようでありますが、具体的に復興院とか、復興本部とかというところまでは落とし込めないものになりそうであります。政府と省と我々党と三者それぞれの場面で、描いていることが微妙に少しずつ違いますが、やや大筋、そういう方向で動いているということでございます。

それ以下については、今度の二八日にできるだけ提出したいというような、二の金融対策以降ですが、財一括法にかかわるものが、(1)の償還期限及び据え置き期間の延長、(2)の信用基金の保険割合、それから、三の財政援助では特別会計の繰り入れ、農業者年金の免除や推定、卸売市場法、補助の特例などについては災害特別委員会で一括審議をしてやるということになってございます。

こちらのほうにあります法案の一覧表、一七七提出予定法案というもので、一九日の段階で総務省の地方税法の関係は既に提出されておりますが、一二二日のところ

は、現地の被災地の場所の特定もできないし、既に亡くなられた方もいたり、特定できないようなものについて代執行するという法律などが国交省から二本。そして二六日、きょう提出のものが、今あった財特法、地方交付税法、それから、こっちのほうの二ページにあります個別対応となっている土地改良法と選挙法の二本が農水省関係でございまして、そして二八日に第一次補正の予算案が出る。ここまですでに二八日に提出されて、第一次補正とそれにかかわる法律として成立見込みのものということでございます。

それと、こっち側の一覧表の中の災害復旧の(2)、先ほど申し上げました、こっちの法案でいうと国交省の代執行の関係のところ、港湾、海岸、地滑りなど、農水省にかかわるものも国交委員会で一括審議していただくということ、農水委員会としては個別対応となっている二本だけ審議をするということになっていきますので、これとこれはある種セットでございまして。

補正予算の概要

それで、予算は、横のものが二つあると思うのですが、きょう提出する法案の少し詳しい中身が財務省から出てきたものとしたほうで、これが事前に説明を受けた一覧表でございまして。同じものです。こっちのほうが少し

大ざっぱに書いてあるというだけのことです。これは復旧ということを中心に今回は補正を組むということでございまして、左側の支出のほうですが、仮設住宅とか生活福祉資金、弔慰金、それからかなり大きなウエートを占めておりますのが、瓦れき処理の費用でございます。これは陸地と海と両方ありますので、両方の瓦れき処理でございます。

公共事業関係は、この中には農地等も入ってございますが、公共事業関係。施設復旧ということで、学校や社会福祉施設。融資は農水省もありますが、経産省が中心でいわゆるゼロ%、無利子、無担保といわれる資金などがございます。それから特交と、その下にありますのが震災関係経費ということで、緊急雇用、自衛隊、医療費などがございます。この中に緊急雇用支援ということで、こっちの少し詳しい資料の一番後ろ、四ページです。四兆一五三億円は同じでございますけれども、その中の上から二つ目に雇用関係というのがあると思います。重点分野雇用創造事業の拡充というのがありますが、これら例の瓦れき処理に農民や漁民の皆さん方に出していただいて、当座の生活資金といいますが、休業資金をここでみていこうというようなものも含まれてございます。

23年度補正予算の財政需要と財源

(単位：億円)

財政需要		財 源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
(仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等)		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
[道路、港湾、下水道、住宅、農地等]		周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
[学校施設、社会福祉施設等]		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
(緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等)			
合 計	40,153	合 計	40,153

平成23年度補正予算の概要

- 東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上。
○ 財源については、国債市場の信認確保の観点から追加の国債を発行せず、歳出の見直し等により確保。

1. 災害救助等関係経費 **4,829億円**

- (1) 応急仮設住宅の供与等 3,626億円
(予備費とあわせ、10万戸超の仮設住宅の建設・賃貸等)
- (2) 遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金の支給 485億円
- (3) 災害援護資金の貸付 350億円
- (4) 生活福祉資金の貸付 257億円
- (5) 被災者緊急支援 112億円
(高齢者・乳幼児ケア、被災地における診療確保等)

2. 災害廃棄物処理事業費 **3,519億円**

津波等により発生した災害廃棄物（ガレキ等）を処理するための経費

3. 災害対応公共事業関係費 **1兆2,019億円**

- (1) 災害復旧等公共事業 1兆438億円
- 公共土木施設（河川・海岸・道路・港湾・漁港・下水道等） 8,235億円
- 農地・農業用施設 500億円
- 有料道路 492億円
- 既設公営住宅 468億円
- 空港 237億円
- その他（水道・工業用水・廃棄物処理施設等） 506億円
- (2) 一般公共事業 1,581億円
- 災害公営住宅の整備等 1,116億円
- 災害復旧に関連して緊急に必要となる公共土木施設等の緊急補修等 465億円

4. 施設費災害復旧費等 **4,160億円**

- (1) 学校施設等 2,171億円
- 学校施設等災害復旧費 1,831億円
- 学校施設耐震化 340億円
- (2) 介護、医療、障害者施設などの社会福祉施設等 845億円
- (3) 農業・林業用施設等 355億円
- (4) 警察・消防防災施設等 264億円
- (5) 中小企業組合等共同施設等 190億円 等

5. 災害関連融資関係経費 **6,407億円**

- (1) 中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資等 5,100億円
(うち、地方団体等を通じてゼロ金利融資を可能とするための措置100億円)
- (2) 災害復興住宅融資等 560億円
- (3) 農林漁業者の事業再建及び経営安定のための融資等 400億円
- (4) 私立学校の施設整備等のための低利融資 226億円 等

6. 地方交付税交付金 **1,200億円**

地方が自由に使える資金として、災害対応の特別交付税を増額

7. その他東日本大震災関係経費 **8.018億円**

- (1) 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費等 2,593億円
- 自衛隊活動・復旧経費等 1,886億円

○緊急消防援助隊等活動経費等	414億円	
○警察活動経費等	164億円	
○海上保安庁活動経費等	130億円	
(2) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置		1,142億円
(3) 漁船保険・漁業共済の支払支援		939億円
(4) 漁場・養殖施設等復旧対策		681億円
(5) 被災者生活再建支援金		520億円
(6) 雇用関係		514億円
○重点分野雇用創造事業の拡充	500億円	
○ジョブサポーターによる就職支援等	9億円	
○職業転換給付金の支給	5億円	
(7) 被災児童生徒等就学支援		219億円
○児童生徒等に対する就学支援	113億円	
○大学生等向け授業料等減免・奨学金事業	76億円	
○スクールカウンセラー等派遣	30億円	
(8) 企業等の電力需給対策		178億円
○自家発電設備導入促進	100億円	
○電力需要抑制対策	77億円	
(9) 燃料安定供給対策		136億円
○給油所向け資金繰り支援	51億円	
○タンク補修等給油所早期復旧支援	46億円	
		等
合 計		4兆153億円

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農林水産関係予算の詳細

農水関係は縦書きのほうでございませう。一番大きいのは漁業関係でございまして、二、三〇〇億ぐらいになるのです。たか、ちょっと正式な数字は定かではありませんが、当初予算が二、一〇〇億ぐらいだと思っております。しかし既に二〇〇億ぐらい超えたと思っておりますが、やはり漁業関係が一番大きいです。漁港、漁場、漁村と、下に漁船、市場、加工施設と書いてありますが、私もこの間、二〇日、二一日に、大船渡、陸前高田、気仙沼、それから一番下が名取の海抜ゼロメートル地帯といわれているところの四カ所をみせていただいたのです。水産の場合には、瓦れきの処理はもちろんなのですが、漁船と漁港と市場と冷蔵庫と製氷施設を一体でやらなければ意味がないのです。例えば、上から下まで船だけそろってみても何にもならないので、横に使えるような拠点を幾つか整備するような仕組みでやらなければいけない。

あと、今、中古を全国のネットワークで調達していただいておりますが、九州から来たり、北海道の稚内からも来たりしているのです。中古で調達するところは調達してもらいますが、今、漁協自体がまいてしまっているところがたくさんあるのです。その漁協を何とか立ち上げて、あそこはアスゴに漁協があるものですか

平成23年度農林水産関係補正予算の概要

平成23年 4月

農林水産省

総額 3,817億円

I 水産業復旧対策**1 漁港、漁場、漁村等の復旧**

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 漁港関係等災害復旧事業（公共） | 250億円 |
| ② 災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策（公共） | 55億円 |
| ③ 水産関係施設等被害状況調査事業 | 3億円 |

2 漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復

- | | |
|-------------------|-------|
| ④ 共同利用漁船等復旧支援対策事業 | 274億円 |
| ⑤ 養殖施設復旧支援対策事業 | 267億円 |
| ⑥ 水産業共同利用施設復旧支援事業 | 18億円 |

3 漁業活動再開・継続への支援

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ⑦ 漁場復旧対策支援事業 | 123億円 |
| ⑧ 漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払 | 860億円 |
| | (所要額) 968億円 |
| ⑨ 漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業 | 80億円 |
| ⑩ 無利子・無担保・無保証人融資の推進 | 223億円 |

II 農地・農業用施設等の復旧

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 農地・農業用施設災害復旧等事業（公共） | 689億円 |
| ② 災害対策支援機械費（公共） | 9億円 |
| ③ 農地・農業用施設等災害復旧関連調査（公共） | 26億円 |
| ④ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 76億円 |

III 生産手段・流通機能の回復

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 東日本大震災農業生産対策交付金 | 341億円 |
| ② 卸売市場施設災害復旧事業 | 18億円 |
| ③ 配合飼料緊急運搬事業 | 11億円 |
| ④ 政府所有米麦処理等事業 | (所要額) 52億円 |

IV 経営の継続・再建支援

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 被災農家経営再開支援事業 | 52億円 |
| ② 被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業 | 6億円 |
| ③ 農業経営復旧等のための金融支援 | 78億円 |
| ④ 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業 | 5億円 |

V 農畜産物等の安全確認

- | | |
|--|-----|
| ① 土壌等の放射性物質緊急実態調査事業 | 2億円 |
| ② 農産物等放射性物質調査・分析対策 | 1億円 |
| ③ 輸出農産物等放射能検査対応事業 | 2億円 |
| ※ その他、被災を受け損壊した植物防疫所、(独)
農業生物資源研究所等の改修を実施 | |

VI 森林・林業復旧対策

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 山林施設災害復旧等事業（公共） | 157億円 |
| ② 緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共） | 28億円 |
| ③ 震災復旧対策緊急調査（公共） | 1億円 |
| ④ 木材供給等緊急対策 | 59億円 |
| ⑤ 林業・木材産業等の金融支援措置 | 99億円 |
| ⑥ きのこと原木の安全性確保対策 | 0.2億円 |

ら、少しまとめていただくとなおいいのですけれども、近海の場合には小さな船ですから、それを何十台か漁協にレンタルするという仕組みでやってはどうかと。というの、我々も初めてそういうことまでわかったのですが、漁船保険の場合は簿価評価になっていて、その八割しか出ないということですから、二割ぐらいしか残存のないものの八割しか出ないということでは、新造船といえますか、新しく更新することが全く不可能なわけです。そんなのでは、とてもではないけれども漁業の復興などできないということで、漁協にレンタルするという形で、新しい船を何十台かレンタルして、できれば少し据え置き長いレンタルにすれば、実質補助したと同じような仕組みになるのではないかと考えております。

今、漁業は取り組んでいただくことにしております。冷蔵庫や何かは、今あちこちで船に乗っかっていて冷蔵庫、あるいは海外に行っている大きな商船の冷蔵庫を、冷蔵庫だけおろして、そこで何とか仮で使えることができないかというようなことなども今考えておりまして、急ピッチでつくってもらおうとしても現実的に間に合わないものですから、間に合うことをやる仕組みをどうやってつくるかということ。

大型船は共同という仕組みになかなかならないので、そして夏場から間もなくカツオ漁が始まる時期らしいの

ですけれども、それは気仙沼あたりが拠点なのです。これは国・都道府県・自治体とそれぞれ三分の一の補助を、今度、都道府県が結構大変になってしまうので、これを一〇〇%起債という形と、本人分は例の無利子、無担保、できれば据え置きが一〇年ぐらいにならないかといっているのですが、無利子、無担保で据え置き一〇年なら実質補助したと同じような理屈になりますので、何かそういう仕組みにならないかというようなことも今ちょっと検討していただいております。そんな感じでやりたいということ。

農水省の予算の二ページ目の一番上にありますが、漁業復旧対策支援事業ということで、低下・喪失した漁場の機能、生産力の回復を図るための漁業者等が行う漁場での瓦れき等の回収処理の取り組みを支援ということで一・二三億円、これは船で漁が再開できない人たちのための当座の資金という形で、こういうものも検討したいということでございます。

それから、漁業保険、共済は、再々保険は国ですけれども、再保険も底をつけてしまうような状態にあるものですから、再保険についても特別な手当が要るのではないかとということで、繰り入れも考えてございます。

除塩と土地改良事業

大きな二つ目が、農地・農業用地ですが、除塩事業が農地整備事業の中にないので、除塩事業を新たに加えるというのが土地改良法の改正の中では一番大きなテーマになります。これは野党の反対はないと思います。

私は専門家ではありませんけれども、ほとんどが水田です。除塩は可能だと聞いております。しかし、瓦れきを片づけて、農地整備をやって、暗渠を少し細かく入れて、上から水を入れて、かきまぜて、暗渠を少し多く目に入れて流してやってということは何度か繰り返しな限り、なかなかそんないきなりとはならないのですけれども、畑よりは水を入れられるだけいいということになります。畑の場合は、入れかえる以外に除塩のしようがありませんので。洗って戻せばという話もあります。それはなかなか洗濯物のようなわけにはいかないのが、恐らく入れかえるという方法しかないと思います。ほとんどは田んぼだといわれておりますので、そのことは可能かなというように思っております。

それと、名取の海拔ゼロメートル地帯のところ排水機場がやられてしまっていて、排水機場の上を越えて津波が行っているような状況ですから、今、国交省と農水省のポンプをかき集めてやっているのですが、四台ぐら

い動かしてましたけれども、排水機場にあるポンプ一台分の能力もないということなので、いつのことになるか全然わからんのと、ところどころが陥没していますから、これを全部何とかするというのは相当大変な作業になるのかなと。ですから、海岸のほうは恐らくことしは無理ですから、これは第二弾のほうになると思います。

第一次補正では、それよりも少し遠い地域のほうで何とか瓦れきを処理すれば、パイプが通っていればことしつくれるということを中心にするというような感じで進めたいと思っております。

次のページは、機械とか施設もやられておりますのと、飼料の工場が仙台港にあったらしくて、それが被災していますので、今、東北のえさが供給できない状況にあります。それで今、牛のえさは苫小牧港から、豚と鶏のえさは志布志港から引っ張っているという状況らしいです。

もう一つは、政府米の米麦の処理費。事業仕分けで、東京にあった倉庫を撤去してしまっただけです。高い敷地でもったいないから、福島はすぐ近いではないかというような話で、東北に拠点を移してしまっただけです。移した途端に水がついてしまったということで、いきなり備蓄米が足りなくなるといったことはありませんけれども、農業ばかりではありませんが、今回我々がこの震災から教訓と

して得なければならぬのは、リスク分散をどうするかということですから、安心・安全のコストをどうやって払うのかというようなことはこれからの論議です。都市機能の一部も移すけれども、都市にも生活者はたくさんいるわけですから、そういうことのリスク分散も少し考えなければいけないのだと思います。

Ⅳのところにあります①に、農家の皆さん方が経営再開のための取り組みの支援金と書いてありますが、これも同じです。互れき処理などの費用でございませぬ。

原発事故対応と政府の責任

次のページは、福島原発関係でございます。原発については、私も相当、今、あちこちで声を荒げさせていただいているのですが、もう一月半でいまだに何も動いていないものですから。もちろん風評被害は原発がとまらないとどうしようもないところがありますけれども、政府が出荷を停止したところ、あるいは地域を指定したところは間違いなく政府の責任なのだから、第一義的責任は東電にあるとしても、どっちが払うかという論議がやっと二、三日前から始まったばかりで、立てかえ払いだけでもできないのかということをやっています。ようやく払う方向にはなってきましたけれども、この間、一ヵ月以上待たされてしまった人ができ

たということが、政権の信頼と微妙に絡んでいると思います。

きょうも予算委員会でずっと聞いていたのですが、説明を繰り返してから結論をいうものですから、話に非常にインパクトがなくて、結論を先にいって、ちょっと説明すれば、聞いているほうはインパクトもあるし、ハートに伝わるところがあるのですが、順番に説明されると、どうも聞いているほうは、どれだけの意思があるのだというようなとられ方をしてしまうというのは、しゃべりの手法としては余り上手な手法ではないなと。やることはやるのですから、やるということを先にちゃんと聞いていただければ、被災地の皆さん方もそれなりに安心されるわけで、そこはちょっと残念ですが、残念なことをいっていられないので、これからもっとそのことの論議を深めていきたいと思っております。

私自身も震災関係の本部のメンバーでありますけれども、五つぐらい入っております、それでなくても会議が多いと政府のことを批判できないぐらい党も会議が多くて、震災本部、政調、立法、補正、電力需給、原発問題、まだそれだけではないのですが、私が入っているだけでそれだけありますので、やはりちょっと会議が多過ぎるというのも事実かもしれないという気もしないではありません。反省含めてちょっと荒っぽい説明で大変申

しわけございませんが、一応説明にさせていただきます。

討論は短期・中期・長期の視点で

谷口 ありがとうございます。

報告を中心にして討論したいと思いますけれど、一時間ぐらいをやや短期的な、とりあえずの対策ということにして、次に、それを踏まえて、少し中期的な問題も考える必要があるんじゃないかなと思います。つまり、原発事故の収束にどの程度かかるかということにかかわってくるのですけれども三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月後という話になっていきますので、そのあたりを見据えたような話も少ししたいなと思います。

もう一つは、話がちょっと大きいんですけど、この間の民主党批判では、例のエネルギーの五〇％を原発依存するという方針と今回の政策はどの程度リンクするのかが。そもそも方向性としては大きく転換するようなことが必要ではないか。となると、復興会議でそういうことが議論されてくるんだと思いますけれども、そうした議論と、当面の対策もある程度リンクしてくるんですよね。どれだけ住宅を建ててるのか、どれだけ農地を集約するのか、どういう農業のあり方にするのか、後段のほうでそういうやや中長期的な話もしたいので、三〇分ぐら

い時間をとりたいと思います。

とりあえず、今報告いただいた部分からいきたいと思いますが、特に水産関連の部分が大きいので、加瀬さんあたりから口火を切っていただければありがたいのですが。

共同化以外も支援対象に

加瀬 余り各論的にならないようにコメントをさせていただきます。私は東北の漁村の調査を以前からやっております。今回はまだ固定電話は回復していないので、十分に現地の情報を得ているわけではありませんけれども、幾つかの漁協から伺ったり、災害度は少ないですけど、茨城県の漁協を調査させていただいて、どんな実態にあるのかについて少し勉強してきました。

それで、先ほどご紹介いただいた政策との関係で幾つか意見を述べさせていただきたいのですが、一つは、共同利用が漁業者の中で始まっているという実態があります。これは漁村に存在している共同性の中で自然発生的に起こって、漁協が制度としてそれをオーソライズする形になっています。個人財産では養殖の一部を除いて何の補助も受けられないけれども、共同化すると一定の補助が受けられる可能性があるのです、そのための仕組みを各漁協でつくり初めているわけです。

ただ、何でも共同化できるかというと、必ずしもそうではありません。船が運搬手段になっているもの、たとえば養殖のように人を運んで、作業して、物を積んで戻ってくる。あるいは、海の中に網を入れて、魚がかかっている間は陸上で待っていて、後でまたとりに行けばいい。こういう漁業の場合には、共同で何人も網をかける行ってとってくる、あるいは何人も養殖収獲物をとってくるということができるわけです。ですから、船を乗用車のように使う漁業の場合には、共同化ができるわけです。

ところが、船が作業機になっている漁業、底引きとか、船引きとか、巻き網とか、船が網を引っ張る動力になっているもの場合には、共同化は原理的にできないわけです。ですから、できるものとはできないものがあるわけで、共同化すれば支援をするという方式だけでは、そういう漁業は置き去りになってしまうわけです。戦後の日本では、大原則として、個人財産に対しては補助金を与えない。そこに共同化が入ると、例えばのりの乾燥施設を二人が共同して一つの名義でやると補助金が出るということになっているんですが、個人では出ない。これは戦前の日本とも違いますし、ヨーロッパとも違うシステムです。個人財産には支援しないという方式のままでは、施設を目いっぱい使っていて、共同化の余地が少な

い水揚げの多い経営体が復帰できない可能性が強く、気になるところなんです。

漁業の特性を踏まえた施設支援

二つ目の問題ですが、漁業は水揚げに対して投資額が非常に多いのであって、例えばワカメと昆布だけやって四〇〇万円ぐらいの水揚げで二五〇万円ぐらいの所得を上げているうちでも、養殖施設は、父親から子供へ、子供から孫へと代々蓄積されてきた財産です。ですから、それが全部流れてしまって、全部一遍につくるというふうになりますと、農地が全部流されてしまって、何へクータルかを一度に買い直さなければならぬのと同じ状況になります。通常は船体をつくれれば、エンジンや魚群探知機などは全部前の船のを使っていますから、新船は二、〇〇〇万円かかるのだけでも、船体だけなら一、〇〇〇万円程度に節約しているわけです。今回これが全部流されましたので、全部一遍につくらなきゃいけないので、五〇〇万円の水揚げでも、少なくとも一、〇〇〇万円、一、〇〇〇万円の水揚げで所得が五〇〇万円ある家だと、少なくとも二、〇〇〇万円必要です。

先ほど一〇年据え置きで無利子というのはほとんど返さないものだといふうにいわれましたけれども、漁業者からすると、今までも返せない借金をもっているの

で、これ以上借金はできない。そういう点で、平時ではない非常時のシステムが必要です。

漁協職員の雇用確保が喫緊の課題

三つ目の問題は、船が原発の関係で出られないため、今、漁協の市場が閉ざされているところが非常に多いわけです。漁協の経営は、農協が信用事業でもっているのに対して、販売事業、市場の手数料でもっているわけです。ですから、一億円の水揚げがあればその5%、500万円の手数料で一人の職員を雇うというふうになっていくわけで、それが今、市場が一ヶ月半完全にとまっていますので、収入が全く入ってこないわけです。漁協は農協よりも規模が小さく近代化された労使関係になっていませんので、したがって、お金が入ってこないからしばらく休んでくれという形での雇いどめ、解雇が既に実質的に始まっているんです。この点については、後から補償は出るかもしれないけれども、既にそういう形で漁協の解雇が始まっている。

漁協の職員というのは、行政とのつなぎ役という意味でも、漁業をどう再建していくかという場合のかなめの位置にあります。そういう人たちが、金がないから、先立つものがないからだめだという形で首になっているという事態は、やはり緊急に対処が必要です。出漁でき

ても売れる金額はもはや三分の一ぐらいの値段に落ちている実態がありますので、何らかの手当が必要です。これは全国の漁協が被災地の漁協を支えるという形での自己犠牲も、系統団体の自己犠牲も始まっていますけれども、それだけでは全体が赤字の中で厳しいということがありますので、その点についても目配りをお願いしたい。

漁協を活用したレンタル方式

佐々木 個人の場合の共同化できない分野があるというのは、そういう要請もいただいていますし、わかるつもりです。それで考えたのがレンタル方式なんです。レンタル方式は、漁協という共同組織、これが共同です。ここでの共同で購入、共同で利用というのは、漁協が共同利用しているというふうにして、漁協に三〇台とか四〇台とか、これは共同利用だと。それが、漁協がだれにどのように貸そうとも、固定的に貸そうが、それはいいというふうな方式でないとうしようもないんじゃないかというので考えたのがレンタル方式で、それでそこは何年にするかはまだ決めていませんが、例えば一〇年か二〇年だったときに残存価格で買い取ればいいわけです。レンタルはレンタルだけ払うか、レンタル自体を漁協がもっちゃうかということではいいんじゃないかと。

模索する負債の塩漬け方式

次の負債の問題ですが、これは何かチャラにする方式がないかと。要するに、漁協を立ち上げないと漁村に金が回らないというのがあるわけです。それで漁協を立ち上げなきゃいけないと考えたんですが、漁協自体が負債を抱えた漁協が多くて、しかも漁民も負債を抱えている。では、そこにだれが融資してくれるんだという話になるので、もとの負債を塩漬けする方法はないかということは今ちょっと考えております。

税金を使うわけですから、チャラにははいえないので、もとの負債を塩漬けにして、新たな展開をさせるといふような仕組みにできないかというのが負債対策で、特にJAバンクのほうも、漁民にも貸すということは、この間、農業新聞なんかにも報じられておりましたけれども、それは話し合いで、そしてある程度負債のある人に貸したときも、その責任は問わないと。再建団体みたいなところに貸したということになると、金融機関側が責任を問われます。それは問わないという仕組みも今、同時並行で少し考えております。そこのお墨つきみたいなのがないと金融機関のほうで貸しませんので、そこも今、ちょっと検討はしております。まだ結論は出ていませんけど。

梶井 議員が今おっしゃった点は、JAグループが第

一次要請の中で、農家なり漁家の負債整理に関して国が乗り出すべきじゃないか、ある意味でいうと債務、あるいは貸した側からいえば債権ですけれども、債権を国が買い上げてチャラにする、あるいは相当長期にわたって塩漬けにしちゃうということをやれないかということ提案として出していますよね。

佐々木 それは今、農水の中でも検討してもらっております。だから、チャラという財務省が抵抗しますので、塩漬けと。

梶井 JAグループの要請は、これは大正一二年の震災モラトリアムよりももっとすごいと僕はびっくりしたんですけど、これも今検討中なんですか。

佐々木 はい。結果として国が補償するんですけども、無利子融資のところでは早く乗り出してくれたということ、JAの今回の対応は評価できる。

重要な休業補償と雇用確保

もう一つは、原発ばかりではないわけですが、休業の関係ですけれども、これが一番厄介だと思います。先ほど申し上げましたように、縦に復旧させるということをやってもほとんど意味がないということは僕も現地へ行ってわかりましたので、横に、海の背後と前と何カ所か

でもいいから一体的に復旧しないと、船だけばっとそろったからといったって、揚げるところが何も無いというのでは、漁業の場合は全く復旧できないので、調達できるところというか、そういう感じで復旧させていくしかないんだと思いますね。市場を早く動かせという話はいわれておりますので、大きなテーマだとは思っていますし、とにかく漁民の皆さん方にはあしたからでも漁をやりたいといっていたら、農家の皆さん方は何とかとし作付をさせてくれと。またそれが元気につながるんだということもよくわかるのですけれども、そうはいっても、農業も漁業もそうですけど、二割ぐらいいは何とかすぐ対応ができたとしても、ことは八割は無理でしょう。ことしいっぱいかかると思ったほうがいいんじゃないかなと思うんです。そのときの雇用は、先ほどの瓦れき処理だけで……

加瀬 漁業者は半分はやめると思うのです。四〇〇万円の水揚げで一、〇〇〇万円の新規投資をするかというのと、お金を借りられてもまず不可能。六〇歳で後継者がいないという場合、多くはやめるでしょう。ところが自営の漁業者の場合は、水揚げが悪かったときは国民年金を払えないので四〇年満たしている人は少ないわけですから、漁村にはそんな働き口はないわけですから、これを

長期的にどういうふうにしていくのかというのはすごく深刻です。差し当たっての瓦れき処理作業は、漁業者が通常やっている作業と余り変わらないことですので非常にありがたいのですが、それがさて終わったところで、どういことが仕組めるのか。結局ストレートに生活保護の方向に行ってしまう人たちが相当出るんじゃないかと思われまますので、その部分の組み立てが次の段階として重要になります。

求められる新成長戦略の見直し

佐々木 そこがどう組めるかというのが。きょうも政調の中で、これからこんなことを目指してやりますという復興ビジョンの論議、まだあらあらの話でしたけれども、その中でも例の成長戦略というのが、今の我々の政権のある種シンボルになっていますが、成長戦略を進めつつという説明をいただいたので、それはちょっと違うかもしれないと。進めるのはいいけど、大胆な見直しも片一方が必要になってきているのではないかということも申し上げてきたんです。平時に組んだ成長戦略でアジアや何かを視野に入れるということ自体は悪くないのですが、やっぱり大胆な見直し、例えばエネルギーなどは完璧にそういう世界に入っていくわけで、自然エネルギーといえは農村と漁村ですから、そういうものも地域の

復興のためには役立つ。

それから、漁民にも農民にも同じことをいわれるんですが、おれたちはもう六〇を超えて、見通しが立たなければやめるということがあるけど、復興が遅ければ若者がいなくなると。だから早くビジョンを示せということ、は切実にいわれております。復興ビジョンの中で特区構想なども含めて、やっぱり何かかなり大胆な復興ビジョンを示していかないといけないと思っています。

もう一つ、さっき先生からおっしゃっていただいた、私もずっと知っているんですが、この国は個人を信用していない国なものですから、本当に壁にぶつかりますよね。世界じゅうで個人を保障しないという国は余りないですよ。先進国では珍しいんじゃないかと私はいつているんですが、この国は個人を信用していないですよ。ね。

もう一つというと、義援金なども行政に渡さずに別の基金をつくって、そこから個人に渡す。だから個人に渡すときは行政をくぐらせないで渡さないと渡せないというので、わざわざ別に基金をつくって渡すという仕組みをつくらないかんといい。それは先進国としてはおかしい国だとずっといっているんですが、ここは何か見直す時期かなという気もしております。話は直接関係ないんですけど。

漁業復旧と地域連携

谷口 ちょっと気になるのは、セットでやるというのは大変いい発想なんですけれど、例えば違う漁港を使うというように、もうちょっと広域で連携していくということ考えたほうが復旧が早いんじゃないかなという点です。つまり一カ所ごとに全部フルセットにもっていくという形だけじゃなくて、同じように壊れているわけじゃないですよ。ですから、それをうまく地域的に活用していくようなこと。そうすると難しいのは、例えば福島との間に原発が入っていて、境界をまたげないというのをすごく気にしているんです。もっと自由に航行できればいいのかなど。

梶井 五〇キロ沖を迂回しなきゃいけない。

谷口 そう。そういう問題が非常に負担になっちゃうんですよ。

佐々木 僕がいつているのは、もう少し小さな一帯のことで、岩手県の場合はリアスごとに全部漁協があるものですから、宮城のほうは少し合併が進んでいるんですけども、その中で使えるところを使うというので、そこを使うしか当面どうしようもないんです。

それと大型船になると、製氷施設というのにも必要なんです。船に氷を積んであげないとならないと。そう

いう施設も必要で、それも海岸のすぐ際にあるのと、一本道路路の中に入った製氷施設と両方あるんですね。こっちはトラックに積んでいって船にもっていくというのと、こっちは船にいきなり水をだあっと入れてやるという、大型船用のものと小型船用のがあるんですね。僕も初めてわかったんですけど。そんなことをいっていったって両方一遍につくれませんので、とにかく製氷施設はつくる以外にないんだと思います。

だからレンタルできそうなのは冷蔵庫ですよね。漁港は手直し。市場はつくる以外にないですよ。生きていく市場は皆無ですから、市場は何らかの形でつくらなきゃいけないって、気仙沼はちょうど市場を建設中だったんです。それが一部被害を受けましたけど、もう少し補強して建て直して、ことしの秋口には使えると聞いていましたので、あそこはそのままそこが使えるのではないかと思います。いずれにしても、あの東北三県で漁獲高の二割ですよ。二割も占めている地域ですから大きいですよ。

堀口 そういう意味では基幹漁港というか、あるいはどこか集中的にやらないと、浜浜ごとに小さな港なり施設があるので、そこを全部同時期に興すのか、それともある程度基幹的なものに集中していくかという議論がある。多分農地のほうもそういう議論で、いわゆる復旧す

る場合に、土地改良をどんなふうに集中的にやるのか、それとも現状をそのまま回復していくのかという考え方。いわゆる都市の回復と同じような議論が出てくるんじゃないかと思います。

二段構えの復旧方針が必要

佐々木 すごく無駄だと思いますが、両方やらなきゃいけないんじゃないかと思います。仮設住宅と同じ発想ですよ。本格住宅を建てるにこしたことはないんですけど、仮設住宅を四〇〇万かけても建てなきゃいけないというのと同じで、漁港も一応使えるような施設は何カ所かつくって、その間に本格的な漁港を整備していくという。こういう状況ですから無駄でもやむを得ないと思います。そうしないと皆さん生活できないので。

加瀬 漁業はやめちゃう方が非常に多いと思いますけれども、そうじゃない人たち、どうしてもほかに仕事がないという人たちは規模をずっと小さくして、今まで三トンの船でやっていたけど、一トンのずっと安い中古船をもってきてというような形の小型化が起きていると思います。そうしますと、船で行ける範囲が非常に近場になるということもありますので、やはり地域地域にあるものの最低限の機能は残す必要がある。

日経などは、集約漁協にして、そこを三階建て、五階

建てにして、幾ら津波が来ても大丈夫な港をつくれみたいなことを盛んにいっていますけれども、遠洋漁業ならいいですが、日本の遠洋漁業は漁場の制約から衰退は明らかです。そういう意味では沿岸・沖合で食っていかなきゃいけない日本の漁業にとっては、やっぱり地先に最低限の施設は必要です。

佐々木 僕はそれをずっと主張させてもらっています。というのは、僕は奥尻を経験しているものからです。

経験しているといっても奥尻に住んでいたわけじゃないですけど、地方議員をやっているときに。ちょうどそのときに建設委員会の副委員長なんかをやっていたんだと思うんですけど、現地も行きました。道庁が丘に家を建てたんです。仮設ではなくて本格の住宅を。一年か二年で半分おりてきました。やっぱり浜のにおいをかいで、朝、浜に行つて昆布をとつてというのが漁民魂みたいなところがありますから、それを無視した計画は全く意味をなさないと思うんです。だから四階建てとかという話があるんですけど、それは漁民の気持ちをわかっていないと僕はいっているんです。

どっちにしても、県はもちろんです。現地の市町村が参加したビジョン、計画をつくらないと、それを納得した上で半分丘に行こうねとかというのであればいいですけど、机上の話を持ち込んだってそれはなかなか理解

していただけないと思うんです。今おっしゃったとおりで、遠洋と沿岸で潮のにおいをかぎながらなりわいを続けている人たちと全部ごちゃごちゃに考えてはいけません。僕はずっと主張しています。やるのであれば、少なくとも三県は現地対策本部をつくって、市町村にも入ってもらって復興ビジョンというものをつくらないと、こっちに出てこいではだめですという話は今もさせてい

農業復旧は農地の政府買入から

谷口 では、農業のほうに移していただいて。先生、どうぞお願いいたします。

梶井 農業のことで僕が一つだけお聞きしたいのは、さっきちょっと話が出たJAGグループが出した第一次要請で、しょっぱじめに前例のないといいますが、今までやったことのないような措置でも、このところは思い切つて大胆にやってくれといった上で出している要請の中に、農地の政府買入れ及び債権ですか、債務処理に関して国が積極的に乗り出してほしいという要請がありました。その中で特に農地に関して、すぐに復旧可能な農地とこれはどうみてもだめだという仕分けをやって、対策を別途考えるべきであるが、特にこれは復旧の見込みがないという農地に関しては、どのような処理をする

かは別として、国が買い上げるといふ措置をとる必要があるといふことをかなり強く力説していますけれども、その辺のところはどのようにお考えなんでしょうか。

佐々木 筒井副大臣は国有化しろという主張をされております。僕も近いといえは近いんですけど、神戸が復興したときに、あれは県ですが、県が財産の権利だけは保障するけれども、財産は没収したわけですよ。そしてあそこは住宅を全部作り直したんです。だから、あなたの権利は保障しますと。都市機能が失われていなかったからそこは明確だったということもあります。しかし、財産権は保障するけれども、代執行はかけさせてもらいますというような何らかの立法は、この後の第二弾のところでそういう法律と、今、国公部門会議と一緒にやりましょうといっているゾーニングをするときに、都市と農地を入れかえたりしなきゃいけない地域が出てくるだろうと。もともと我々は農協のときからゾーニングの話は提起しておりましたので、ゾーニングのやり直しと。僕らはもともと都市と農地法と一緒にしろといっていたほうですから、そういう意味でもここは。

だから財産権はどうやって保障するのか、というか国が買い上げるかというどっちかの話なんですけれども、要するにどんな形かで、買い上げるのであればお金でいくということになるし、でもそれをやるとやめることに

拍車をかけてしまう怖さもないわけではない……

梶井 津波でやられたところでは津波だけじゃなく地盤沈下を起こして、農地としての復旧の見込みはどうもなさそうだというのは、特に宮城県の場合相当あるようです。知事なども、ここは農地として再建する、こっちのほうはどうしても不可能だということを早く分けて事業対応をやらなはいけない。農地になるのが不可能だというのが随分時間がたってからわかったんじゃないかということを感じて盛んにいっていますけれども、そのところはどうかですか。復興するんだとすれば、なるべく早く今から調査を開始して、再生可能か再生不可能なのかのみきわめを早くつける必要があるんじゃないかと思うんです。ある意味でいうと、農家の人たちは特区の話にも一面ではなるんですけども。とても再生不可能だといふところが客観的に明らかになれば、そしてそれに対してはこういう措置をとるよということの姿勢というのを明確にきると思う。

求められる早急な実態把握

佐々木 それは計画だけでどうしようもないですね。現地に行って調べてみないと。

梶井 調べなきゃどうしようもないね。

佐々木 いずれにしても、先ほど申し上げたように、

ことし二割ぐらいは作付できたとしても、海岸ぶちの八割は作付できないわけですから、そのところをことしの夏ぐらいまでに方向を示してあげないと来年の作付に影響します。といっても、来年までに農地整備が全部終わるかどうかというのもあるんですけども、ことし夏、秋口までには方向を示さなきゃいけないんだと思います。

でも、名取と陸前高田をみて思ったんですが、物すごく豊かな平野ですよ。あれをみてつくづく思ったんですけど、平野が広いので被害も大きくなったということです。この豊かな平野は戻したいという気持ちも私も農民としてはすごく感じました。名取川の横にもう一つ掘って、そこでいきなり水が上がってこないように、あるいはこっちから排水をやってという、物すごく豊かな、多分すばらしい米もとれていたんだろとういところですから、何とかしてもう一度田んぼに戻したいなという思いは僕としては非常に感じてきたんです。それだけに、ちょっと陥没しているようなところは暗渠を掘り直して客土すれば使えるのかどうなのかよくわかりませんから……

梶井 その辺の見通しを早くつけないと。

佐々木 今、茨城とか千葉の調査ででてこ舞いからです。パイプが通っているのか通っていないのか、こと

しの作付ができるのか、ちょっとそれが一区切りつかないと。ことしの作付のところを今やっていますので。

谷口 今のあたりは予算に関係してはいますか。つまり、Ⅱ農地の復旧の中に③農地・農業用施設等の被災状況調査とあるのだけど、余り前面に出ていないような気がするんです。全体として三陸は少ないけれども、特に……

佐々木 機能の点検・診断と書いてあるのは、パイプがちゃんと通っているか通っていないかとか。

谷口 とりあえず今どうなっているのかも余り明確じゃないですよ。

佐々木 農水省もわかっていないと思います。これから水を通してみてという……

谷口 議論をするにも土台が全然ないんですよ。

梶井 被災状況調査は二六億円かけるようになっていきますけど、被災状況調査というのは本当に技術者を動員して、なるべく早くやるべきだと思っ。

佐々木 これは実際には始めています。要することにし作付可能なところ、千葉、茨城、福島、それからこっちの海岸から遠いほうです。これはすぐ始めていると聞いています。

梶井 僕はこれ、農水省の研究所ばかりじゃなくて、大学の農学部で農業土木の連中などを大いに動員してや

ったらいいと思うんです。

佐々木 一番いい勉強になりますね。我が党に農業土木出身の議員が山ほどいるんです（笑声）。三人か四人いますよね。

谷口 内閣府に行っちゃったから動けないんじゃないですか（笑声）。

佐々木 内閣府に行っちゃったからね。

梶井 恐らく各大学の土木の連中はやきもきしていると思うんです。

佐々木 荒井さんもそうですよね。土木系が多いんですよ。

梶井 僕がちよっとお聞きしたかったのはその点が一つ。

佐々木 そうですよ。最大のボランティアですよ。

谷口 農業に関連してその他にたくさんあると思えますけれども。どうぞ。

土地改良法の特例をめぐって

安藤 土地改良法の特例という話が出ていますが、自然災害の復旧を行う場合の土地改良事業の費用負担というのはどういう扱いになるのでしょうか。個人負担を求めるような土地改良事業になるのか、それとも全額国が負担するのかどうかによって被災された農家の方々

の手の挙がり具合も変わり、今、梶井先生がいわれた農地をどう線引きするかという問題にかかわってきますよね。全部国が負担してくれるのであれば、皆さん、諸手を挙げて事業にのってくることになりますね。

梶井 だけれども、全額負担というのは個人財産に対する云々というあれがあって、だから補助率をどのくらいまでかさ上げするかというだけの話になっちゃう。

安藤 その補助率をどのように設定するかによって、実質的に復旧の事業負担はともじやないが出来ないという方々が出てくることになるでしょうから、その費用負担の率を決めることがどこまで農地を守るかということの政府の意思表示にもつながってきますよね。

梶井 それに関連して、例えば今のJAの要請の中に、再生可能な農地に関しても国は弾力的に買い上げるという項目が入っていますね。弾力的に買い上げるとは何だよといったら、まさに今の問題なのです。一割負担自体に耐えられないというような農家が高齢農家などの場合は必ず出てくる。そういった場合に、弾力的に国として買い上げ措置を講じてもらいたいという話が出てきているんです。

安藤 その場合、ここは農林行政を考える会ですから農業サイドなので問題ないとは思いますが、米は余っていますよね。水田は余っていますよね。そんな水

田にお金を投じる必要があるのかという声は当然出てくるでしょうし、衰退産業、本来減びるべき産業に……これはこの場を省みない危うい発言だと重々認識していますが（笑声）、そこにお金を投じることの意味はどれだけあるのかという声が当然上がってくると思いますね。そういうことに対するエクスキューズの論理は、どのように構築することができるかというのは少し気になるところではあります。

佐々木 恐らくそういう論議は出てくると思います。が、私はずっといろんなところで反論させていた。いっているんです。米が余っていることは事実ですけれども、畑作物をつくってもらうにしても、田んぼ機能をちゃんとしないうちにはならない地域なんです。もともと海抜ゼロメートルとか湿地帯であるがゆえに豊かな田んぼだったところもありますけれども、要するに、田んぼの機能があってこそ初めて畑作物がつけれるという日本独特の地域性といえますか、土地のつくり方といえますか。ですから、日本の地理的な条件からして、畑にすればいいじゃないかという話にはならないんだと思うんです。田んぼにして、米以外のものをつくっていただくというようにしないと機能が發揮できないので、やっぱり田んぼ機能をちゃんとつくるといことは正論として通るのではないかと思っております。時々食料安保

の皆さん方とはけんかしていますけれども。

食料・パニックとTPP

安藤 そういうときにTPPの問題がかかわってれば、むしろ食料は外国に依存するんだから、お金をかけてわざわざ田を畑に変えてまで農地を残さなくてもいいんじゃないかと。

佐々木 それは当然出てきます。だから今回の論議で、だから自給率が必要なんだよねという話をするんですけど、それでも、それは短絡的だと僕は知っているんです。が、こういうときだから間違いなく逆の発想が出てくる。

梶井 しかし、地震があって、地震直後の一週間というのは東京のスーパーから米、パンがなくなったんです。僕がしょっちゅう行くスーパーだって米は完全になくなっちゃって。パンも数日なかったです。

佐々木 僕はあの次の日に帰ったんですけど、帰るのにえらい目に遭いましたよ。電車は走っていないわ。歩きましたもん。

谷口 あのと、農水省が七三年のときと同じように、パッと米の倉庫をみせればよかったと思うんだけど。こんなに余っているんだと（笑声）。

佐々木 この先、両論出てくるのは間違いないと思

ます。だからこそ食料自給率を上げなきゃいけないという論法のほかに、もう一方で、だから食料安全保障が必要なんだというのと、これはこれからの論議になります。内閣の復興政府委員に入った人たちの中でちらちらとそんなことを言い始めている人たちがいますので、この先非常に気をつけなきゃいけないと思っています。

梶井 さっきもお話があった、備蓄米が水につかったという。危険分散を考えなきゃいけないという話など一番いい話だと思っただけでも。

佐々木 先生、その危険分散を外国に求めようという人もいるんですよ（笑声）。これが怖いんですよ。

梶井 外国に求めたときに売ってくれる外国がこれから出てくるかねということなんです。

佐々木 だから食料安保だとなります。安全保障が必要だと。僕はずっとけんかしているんです。今、例えば東電の問題も同じように分かれているんです。経済優先グループと環境重視グループ。やはりこれも論議が分かれているんです。例の東電の免責をねらっているんです。三条ただし書き、天変地異の場合は賠償の限りにあらずという。これを言い出し始めていて、私は徹底的に否定しているんですけども、今、東電をつぶすことが大変だとか、海外に対してどうだとかという論法がちらちらと出てきているんですけども、僕は逆だと。今こ

の国が求められているのは危機管理の能力であって、それは政府も東電も危機管理があるかないかということが問われているので、ないとなれば、それは幾ら残しても結局東電株は暴落すると。危機管理ができる企業であるかどうかというのは、むしろ外国などはそういうことをすごく評価するわけで、守ろうなどという姿勢をみせた途端に、東電も政権もともども破壊するんじゃないかと僕は知っているんです。正直いって、食料安保と同じような構図は自民党の中にもありますけれども、うちの中にもあります。

一体的な土地利用計画制度が必要

神山 一つ、第一次補正予算に関連した土地利用調整の問題があります。仮設住宅だとか道路や電気、水道などインフラの復旧が緊急の課題であり、第一次補正の中で措置されています。農地制度としては、農振の開発許可だとか農地の転用許可は、仮設住宅の建設用地とか、電気、ガス、水道等にかかわる施設の建設については、緊急だから知事許可不要との通達が出ている。制度として、緊急対策としての政府の対応としてはいい形だと思っただけです。これから食糧基地の構想があります。また、「再生特区」の構想も議論されています。そういう中で、議員は先ほどおっしゃっていましたが、都市計画法と

農地制度、農振制度、それらを一体的にやっていたりけるような都市農村計画法というような仕組みがどうしても必要になってくると思うんです。イギリスなどは農村・都市計画法として土地利用計画制度が一緒になっていきます。土地利用計画をきちっとやっていたりけるような、それも地域の実情に合わせた形で土地利用計画をつくっていかけるような仕組みを最初から構想しながら復興計画を立てていくというのが、これからの課題だと思っんです。

今出ているのは、高台に住宅をもっている、平場は市街地やなんか農地にして集約していくとか、そのような構想があるんですけれども、ややもすると、復興がおくれている、若者がいなくなっちゃうということから、規模拡大路線にどうも引っっちゃうんじゃないかという心配もある。やっぱり地域を大事にしていく、それから農地を農地として復興させていくという発想が必要だろっと思っます。先ほど漁業の復旧・復興計画に出てきましたけれども、共同の力、農業でも施設栽培をやっている人たちが共同でもう一度復興させるんだというようなことをやっている事例も出始めています。共同・協働の発想というものをもう一回考えていく必要があるんじゃないか。復旧・復興は、生産手段を復旧させるだけでなく、生産の担い手をもう一度つくりあげる。潰滅的な打撃を受けたのだから、そのためには共同の力が必要で

す。それがコミュニティ再建の起点になる。土地利用計画をそれに合わせていく。そういう発想を東北でやっていく必要があるかなと思っんです。

佐々木 僕は大賛成です。特区でやるか、先程来っている国交部門会議と農水部門会議で合同の部門会議をやろうというのはその第一歩にしたいと僕も思っっていて、今呼びかけているんです。

この国は国土という意識が余りないので、農地とか都市市街地とかというんですけれど、イコール国土だという発想が余りないですよ。

梶井 土地というのは公共財だという意識がないんですよ。

佐々木 そう。それがいいですよ。

梶井 都市計画法は特にそれが強いんです。そのところを直さないでだめなんです。

佐々木 これはヨーロッパから見ると非常に希薄ですよ。海岸が国境だという意識も少ないと思っんです。

国境を守っているのは漁民なんだという意識などほとんどない。この国はそこに対価を払っていないんです。もう少し別な視点で考えて、怖いんですけれども、先ほど先生にご指摘いただいたように、この計画づくりに入っている中には、大規模化ということを施行して、農家を整理してということを特に経済界系の委員の皆さん方：

…。与党なので余りいっちゃいけないのかもしれないけど、せっかく政権が変わったのに小泉改革のときと同じような学者を呼ぶんじゃないよといっているんですけども（笑声）。やっぱり同じ学者が入り込んで来ているんです。

加瀬 どうしてなんでしょか。

佐々木 耳打ちする人がいるんだと思うんですけど、きつと財務省主導なんだと思うんです。財務省だけ悪者にして我々はあれしようとは思っていませんけど、それを超えるのが我々の本来の役目ですから。だけれども、例の原発の関係で東電の仮払いをしろというのをずっとやっていて、枝野さんがかなり近い答弁を一度したんです。次の日ぐつと後退しちゃったんです。農水省と財務省が片一方ですべてやりましたから、その言葉を受けて、今財務省とやれとやってやっていたんですけれども、どうも第一義的責任者を超えて払うというのはアリの一穴になるということ……

服部 それをやるかやらないかが、被災者の気持ちに添うかどうかになるわけでしょう。

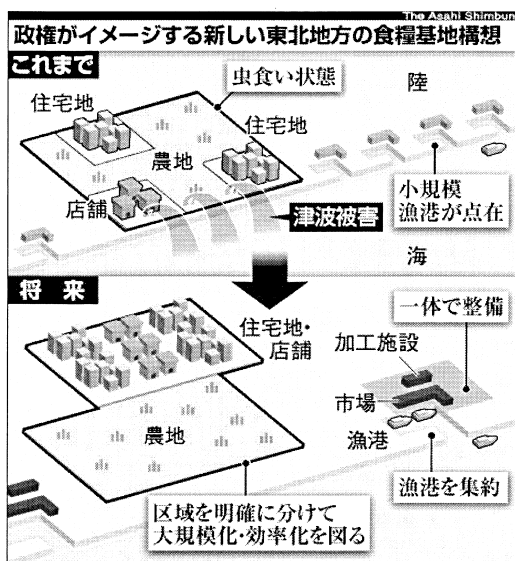
佐々木 だからそれをやるのが政治判断なので、どうもそうらしいというのを聞いて、余計に僕は今怒っているんですけど、それを超えてこそ政治主導だろうと。だから、どうもこの国は全体がそうなっているんだという

のが、今、与党を一年半ほどやらせてもらってつくづくわかってきたというより、思い知らされているといったほうがいいんでしょうけれども、役人は非常に優秀なんです。

どう考える 復興のイメージ

谷口 農業のほうも中期的な議論に入って、図のようなイメージが出されていますよね。こういう絵で。これは非常にわかりやすい絵なんですけれど、これはどの地域を想定してどこまで広げようというのかちょっとわかりにくいところがあるんです。三陸のほうだと、こんなに平らなところで漁協がいっぱいあるかというところではなくて、ここは結構集約されているはずで。だから幾つか全然違うものがちゃんと合わせられて、うまい絵がかかっているんだけど、そんなのどこにあるんですかという気がしないでもないのだけれども、いかがですか。

佐々木 農水省かどが考えているのかどうかわからないですけども、恐らく絵だと思えます。それをこれから具体的にやっていくことになるんですが、やっぱりそこで一番気をつけなきゃいけないのが現地対策本部です。現地復興ビジョンチームかなんかわからないけど、少なくとも三県は都道府県知事と首長さんがちゃんと入



出所：朝日新聞 2011年4月17日1面より。

ったところに、こっち側から担当を決めて行ってやるというビジョンをつくらないと、本当の絵になってしまっ
て、結局実現するときはぐっとしぼんだ何かになるか、
全然役に立たないものになってしまふかのどっちかな
るので、やっぱり現地対策本部でしょう。県庁に置けば
いいと思うんです。関係する各役所、例えば今であれば、
環境省などは互れき処理で今一番活躍しなきゃいけない

ところで、復興ビジョンになれば国交省とか農水省とか
そういうところの人間が外向してやるという。もちろん
水産庁も行かなきゃいけないんですが。

加瀬 茨城県は激甚被災地に入っていないんです。各
漁協はその対象になることを求めているんですけど、
個々に認定を受けなければいけないので、そうするとす
べてをそのままにしておくと。互れきは手をつけちゃい
けないといわれて、係官が認定に来てくれないものだか
ら、船は横倒しになったままで朽ちていつているんで
す。これは非常にお役所仕事のペースです。福島までは
自動的に罹災地なんですけれども。

佐々木 茨城なんてうちの仲間がいっぱいいるんで
すよ。

梶井 茨城はなっていないの？

加瀬 なっていないです。

佐々木 茨城ってほとんどうちに入れかわった地域で
すよ。

加瀬 計画停電上は罹災地になって、計画停電からは
除外されたんですが。

神山 計画停電の初日に一度やっちゃいました。

加瀬 一日やって。

神山 千葉県も…。他方で、地方行政の問題ですが、
被災地では市町村の職員も被災しちゃっていますから。

市町村の体制が非常に弱くなっちゃっている。町長さんが亡くなっちゃったところまであるわけですから。そこに県だとか国の職員が現場に行けるようなシステム、少なくとも県庁には国の職員が外向するような仕組みが必要だと思えます。

佐々木 だと思えます。だから、それぞれの縦割りですから、縦割りは縦割りでしようがないとしても、少なくとも今は瓦れき処理が一番のメインですから、そうなれば環境省の人たちが何人かずつは行って、町村となるとそれはなかなか回り切れなくなりますので、県の職員と一緒にそういう仕事をすればいいと思えます。

僕は田舎のひがみではないんですが、東京都などはもっと人を出すべきだといっているんです。東京は、水は山梨と長野からもらっているんだし、電力は福島からもらっているんだし、全部もらいもので生活しているんだから、こういうときにお返しをして当然だと僕は思っています、財政的にも豊かだし職員もいっぱいいるんだから、もちろん国もやらなきゃだめですけど、東京都はもっとやるべきだと思っています。国と同時にです。だって全部もらって生活しているんだもん。今度の電力だってほとんど福島に依存していたということがわかったんだから。

防災復興府 VS 復興再生院

梶井 防災復興府というのが何で物にならないんですか。

佐々木 それはやはり総理府としては嫌でしょう。菅さんがどうかわからんけど、役人は嫌がりますよね。

梶井 役人の抵抗のほうですか。

佐々木 いや、わかりません。だって、自民党も復興院ということをおっしゃっておりますので。ただ、これはまた批判になっちゃってちょっとあれなんですけど：（笑声）。

菅さんは自分でいい過ぎ。トップがいったら周りが否定できないですよ。だから官房長官がいったとか、何とか大臣がいったというんだしたら、それは何とでも修正がききますけれども、最初に自分が現地に行って自分でいっちゃうものだから、にっちもさっちもいかなくなりますよね。どうしてと思うんですけど、だから、院でも府でもいいんですけど、余り余計なこと、どうなるかわからんようなことはいわないでほしいなと思うんです。

梶井 自民党の提案のトップに書いてあるのがこれですよ。僕は自民党の政策は余りほめたことがないんですけど、珍しくこれだけはいいいって、これをぜひ提言

を受けよう」と書いたんですけれどね。

佐々木 政権に入る人ららないの話と重なっているからちょっとそこは微妙なところはありますけれども、ただ、府にしろ院にしろ省にしろ、全く独自の予算をもたせないという意味がありませんね。あちこちの寄せ集めでやっていたら、そこから来なければもう一回企画だけして、また返してあげてその予算の補助事業でやってくださいというのでは何の権限ももたないものになってしまふので、特別会計なんかでがっとなりの府になるか院になるかわからんけど、予算は別立てと。そこにみんな執行して、その連中で全部やるというようにしないと、院にしても府にしても、省でない提案をしているというのはそのいう意味ですよね。独自の予算で独自の権限をもてと。

権限だけもったってだめなので、予算と両方初めから特別会計みたいな予算をもたせるといふふうにしなないと、それが無理なんだったら、最初にいっちゃったから不可能になっちゃったんですけれど、復興会議、与野党の会議というものはいろんな会議でいろんなことをいわないで、ここに野党の人もみんな入ってきていただいて、ここの提言を受けて我々はやりますとちょっと権威のあるものにすれば、ひょっとしたら実現したかもしれないのと思ったんですけど、いろんなことを散々いっちゃっ

た後に出てきているものだから、余りインパクトのない話になって、そんな態度なら協力しないという話で自民党に一喝されちゃったんですよね。だから、もうちょっとためておいていただいて、いべきときにいっただかないと、委員会やなんかで自民党と交渉するのは現場ですから。現場が交渉できないですよ。

スピード感が乏しい原発事故対応

小林 計画的避難地域に指定されてしまった福島県の農家の友人とやりとりをしているのですが、彼の住む地域が指定されたことを知ったのはテレビだったということでした。また、一週間たっても具体的な話が何もないなかで、五月末には出ていかなければならない。牛はどうするのかということ、結局家畜商に二東三文で持って行ってもらったことになりました。当時は、計画的避難地域外の知り合いの酪農家に預かってもらう、と言っていたのですが、それもなかなか難しい状況になっている。他県では福島県牛は預かるなどというような動きもあると聞かされたということです。

先ほど仮払いの話もありましたが、もっと早く、一カ月前であれば、牛を移動させるとかも可能だったと思うのですが、どうもスピード感がない。またテレビで初めて知らされたというのも非常な不信感ですよね。

今日からようやく福島でも学校給食牛乳が再開されたということですが、地元でも反対があったようですが、県産の牛乳を飲まなきゃどうにもならないじゃないかということ、再スタートしたそうです。福島も生乳出荷停止になっているので、乳価もキロ三〇〇円ぐらいにしかならなくて、それでは生活できないということ、酪農組合が二〇億ぐらい借り入れて何とか八〇円ぐらいの支払いにしているそうです。しかし、東電が本当に払ってくれるかどうかかわからない状況ですので、酪農家と酪農協が共倒れになる恐れもある。どうして、そういう状況になってしまったのか。システムの問題があるのではないのでしょうか。

佐々木 本当はそれを変えるはずだったんです。要するに、原子力賠償法で今いろいろ論議になっているんですが、これをとっても、三条ただし書きなどという前に、東電にまず責任があるけれども、今困っている人たちのために何かをやるというメッセージが一度も送られていないというところが一番問題なんですよね。一義的にはなんていう話を先に出しちゃうものだから、役人の言葉と何も変わらないじゃないかという話になるので、説明してから結論みたいな話をするものだから、結局いわれているほうはびっとこないんですよ。

特に牛は、肉牛はまだいいですよ。でも肉はほとんど

ど売ってしまみたいですけど、肉牛だと預かるころはたくさんあるんですよ。これから北海道だって公営牧場やなんか全部開かれますから、当面そこに預けるということはあるんだけど、乳牛の場合は搾らなきゃいけないので、預かるといっても一頭、二頭ずつ預かるという話じゃなくて、親方ごとどこかに来ていただいてというようなことになっちゃうので。

谷口 それで牛乳は分別できないでしょう。

佐々木 そう。

谷口 それが肉と違うところですよ。どうしてもませちゃうから。

放射能汚染地域の家畜をどうするか

佐々木 何十頭単位かで預かれるところがあれば、それはそれで何とかなるんでしょうけれども、それは親方に来てもらわないことにはということになるので、本当に今おっしゃったように、家畜商を通じてということになる、もっと早ければそれも何とかなったところがたくさんあるのにねと。「直ちには」といわれる地域でも（笑声）。あの言葉もむなし言葉で、だんだんたまっていくことになっちゃうわけで。だからだめならだめとってあげればよかったと思うんですよ。二〇キロ圏内のごく近くのところは人も行けなかったからやむを得ない。

人をまず逃がさなきゃいけないという地域は無理ですけども、一番かわいそうなのはその外側です。そこを早い時点でちゃんと言ってあげれば、何とかなったんだと思うんですけれども。

小林 補正予算の中では、被災家畜円滑処理云々というところで、計上が六億なんですけれども、何をどのくらいでこの中におさまるのかなというのがちょっとみえないんですよね。もちろん買い取りとかそういうのはないですよね。

佐々木 ないです。多分、処分。

小林 処分を積極的にしたらもったかかると思うのですが。避難地域の中に一万頭はいる。

佐々木 一番問題なのは原発の地域で、避難地域はどこかで預かってくれるところがあれば預かってもらうとか、対応が少しおくれるでもいいんですけれど、今、原発のところを先に何とかしないとならぬです。どっちも本当は急ぐんですけれど、まず原発で、その次が避難地域の牛をどうするかという話なんですけど、その次のメリハリをちゃんとつけてあげないと、やっぱり聞いているところが不安になっちゃうというところがあるので、まず原発のところを。例えば三〇キロまで拡大して殺処分するところなんだしたら、それを全部国がもちますってあげなきゃいけない。それでも殺したくないといっている人

はいるけど、宮崎のときだってそうだった。それはしようがないです。強制的にやらざるを得ないです。

梶井 畜産関連業種従事者の技術研修等の取り組みというのは、なぜこんなのがここに出てくるんですか。

小林 セットで六億ですよ。あと、中長期的な話ですと、今、あの地域も作付制限というか、禁止されていますよね。稲作にしる牧草にしる、きちっとつくって、放射線量の影響をもっときちっとチェックするようなことをやっているのだろうか、第二、第三の福島原発は起こり得るわけですので。もう一つは、党の中でエネルギー政策の見直しをしようとしているのか全くみえない状況なんですけれども……。

見直すべきエネルギー政策

佐々木 間違いなく出てくると思います。僕も見直すべきだというほうですけど、いつの間にこんなにパーセントがふえたのと僕も知らないでいたぐらいで、将来五〇%なんていつの間になったんだといっていたんです。どうも我々の政権になってから五〇%になっているみたいで、CO₂だけが……。

私はもともと北海道にいたときから原発は否定的なほうだったものですから、ちょっと直接関係ない話で申しわけないんですけど、北海道の幌延には既に試験用の穴

が掘らされていますから心配しています。高レベルをもつてくることはないと思いますが、どっちにしたって大量の廃棄物が出ることは間違いないですよ。それこそ便乗してという話が出てきたら大変だなと思いつながら、当然、エネルギー政策は見直さなきゃいけないし、脱原発までいきなり行けなくても、キャップを被せるぐらいの話はしなきゃいけない。対応性を求めるというようなことぐらいは第一弾として見直さなきゃどうしようもないと思うんです。世界じゅうでも今そうなっていますし、もうこの機会にきっちり論議をしたいなと思っています。

特にバイオマスエネルギーとか自然エネルギーとか、ある意味で農村、漁村は宝庫でもありますから、そういうエネルギーの多様性みたいなもの。それと夏場の電力需給を二五％節電という話をしたら、このごろもうちょっと電力をふやせるとか東電がいい出して、なぜかといったら、水を夜上げて落としてというのがもっともふやせますという話らしいですね。

梶井 それ夏場にふやすのだったら、むしろ農村の小水力発電を活用したほうが。

佐々木 小水力はぜひやりたいと思っています。ドイツなどは特にそうですね、ローカルなエネルギーをたくさんつくるとするのは危険分散にもなりますし、自然

にも優しいですし。

梶井 稲作ってる間はしょっちゅう水路に水を流しているんですから、その水を使えば小水力発電がすぐできるんですから。

佐々木 揚げ水方式というのは、原子力発電みたいに一度動かしたらとめられない、そのあれを利用してやる方式らしいんです。火力とかは夜とめちゃえるものだから、それが全く計算されていなかったもので、火力だと夜通し動かさないと今度間に合わなくなりますから、それを全部動かすと何か相当ふえるという。どうも東電の出すデータだから一〇〇％信用はできないんですけど。

農・林・水 でどこか影響を受けるところはあるのかと聞いたら、ほとんど大丈夫じゃないかと。厚生病院とか金融のあれとかというのは農業だけの問題じゃなくどこも同じですから、ほかはほとんどそんなに大型需要はないらしくて、例えば牛にしても、ピーク時がずれていきますよね。ミルクを扱うのは朝だし、ピークと必ずしも重ならないところで使うものですから。常時冷やしてなきゃならないところが一番大変ですよ。常時動かしていなきゃいけないとか。電車が一番大変なんじゃないか。

一極集中型の国のカタチからの脱却

堀口 海外からよく聞かれるのは、日本の原発というのは、ある地域にまとめてたくさん建設していますよね。どうしてだということから、それは一回つくると固定資産税収入があるから、年数がたつと税収が落ちるので、地方自治体としてはどうしても二番手、三番手をつくらないと財政に穴が開いちゃうという日本独特の仕組みですよ。そのことが今回リスク分散になっていなくて、一カ所受けると大きな被害が出ると。そういうのは石油精製だとか、農産物でいえば加工工場だとか、一生懸命集約化して効率化に努めていましたよね。それは本当に日本にとってまずいというメッセージでもあったと思うんです。

佐々木 やはり今回一番字ばなきゃいけないのはそれだと思っんです。小泉改革もそういう手法を意図してやってきたわけですよ。集中化させてレベルを上げて、もうかる人に余計もつけてもらって、この国の経済をよくするという仕組み。この一極集中型と系列型をこの際見直したほうがいいと僕はいつているのですが、この集中型の結果が、結局自動車までつくれなくなるわけですよ。部品工場が集積していたがゆえに。牛乳パックもあそこで七割ぐらいつくっていたというんでしょう。そ

ういう集中するという仕組みは、経済の理屈からいえば正しいのかもしれないけど、我々が国づくりとか地域づくりとかとやる意味でいうと、それは正しいとはいえないのではないかと思えますので、このことはこれからのビジョンづくりの中でちゃんと主張していきたいなと思っっているんですけど。

梶井 きのう、全農の加藤専務と話していましたら、やはり輸入の便宜のことばかり考えて、太平洋岸に飼料工場を全部配置しちゃったのが大失敗だったということを自己批判していましたね。これから飼料工場の配置を考え直さなきゃいかんと。

佐々木 そうですよ。だってこの国は小麦粉の工場が海岸にあるんですから。大豆油の工場が海岸にあるんですから。小麦粉の工場なんて本当は山になきゃいけないんですよ。それが何でこの国は海岸にあるんだろうという。

最後にどうぞ

谷口 もうそろそろいい時間ですので、追加でどうぞ発言してください。

加瀬 済みません、一点だけ。四兆円のうち年金財源を六割ぐらい使っているわけですよ。当面はいいとして、当然、増税の話になるわけですが、先ほどのお話と

同じように、菅さんが早々と消費税増税を中心にとっています。論争になって、必ず反対運動が起こるようなものを自分からなぜ言い出すのかがよくわからないんですけれども、それは党内でかなりやむを得ない方向だという感じがあるんですか。

佐々木 僕は気持ちと同じです。だから、意図して論議しづらくしているんですよね。

加瀬 歴史的に困難な課題を自分が犠牲になってやるうという使命感なんですか。

佐々木 いや、僕は違うと思います。

服部 政権の旗印がなければ、ということでしょう。

佐々木 いや、僕はもっと意地悪くて、人柄は本当はいいと思っていますけど、財務省にしてみれば、だれかが消費税をいってくればだれでもいいんですよ。だから、そのとき乗ってくれた首相がだれであろうと、そんなのは彼らにとってはどうでもいい話なんではないかと思うんです。それに共感した人かしていない人かの話であって、今、消費税の話なんかする必要がないでしょう。

もっというのと、絶対野党が反対するはずのないこの補正予算で、何で連立構想を持ち出さなきゃいけないんだという話ですよ。反対のしようのないものにわざわざ連立を持ち出す意味がわからないといっているんです。

ど、それは別な思惑で動いている人たちがいるから。多少の手直しはあったとしても、絶対反対するわけじゃないですか。

服部 またそれで自分の首を絞めているんだよ。

梶井 延命に나ると思っている。

谷口 では、最後にしましょう。どうぞ。

矢坂 資料や説明からは、当面必要な対策と長期のビジョンが折り合いをつけられないまま並列されて、被災された方々は非常にストレスがたまるのではないかと心配です。なぜそこがうまく折り合わないのかというと、中長期的な課題に向けた具体的なステップがみえないからだと思います。例えば、先ほど水産業で議論されたサプライチェーンという視点から復興を図ることが指摘されるけれど、どのようにアプローチしていくのか、国がどのような役割を果たしていくのかといった見通しをもつ長期的なビジョンとは感じられない。まずサプライチェーンとして、事業者の連携を回復するといわれながら、現場の人がサプライチェーンをつくり直すことにエネルギーを集中できるような体制が組めていないような気がするんですね。

補正予算をみても、補助や融資で個々の事業者が少しでも前の状態に戻ることをめざしているという感じにしか読みとれないのです。これでは現地の事業者が住民と

連携を取り組もうとするエネルギーがわいてこないんじゃないか、というのが一点目です。

二点目は、復興府みたいなのができれば変わるのかもしれないけれども、省庁間や農水省の中の部局の連携を意識した予算にできないものなのだろうかということ。結局、従来の枠組みに事業を張りつけただけで、どう動くかというのは、これでは多分うかがい知れないですね。このままずっとそういう政策が続くと、現場と絡まないビジョンがつくられて空回りしてしまうのではないかと心配です。

本当に困っているときは、すぐに対応することが必要ですけれども、当面の対策が中期のビジョンにつながっていくという希望がとても大事です。阪神淡路の震災のときも、神戸の長田地区で比較的復興が早かったのは、震災前にまちづくり計画があって、それを基礎にした復興ができたからだといわれています。当面の対応策も、各地域でつくっていた中長期的ビジョンをふまえて、いまの苦難を地域が乗り越えていけるような従来の枠組みにとらわれない対応にしていくな必要があると思います。

佐々木 おっしゃるとおりだと思うんですけど、先ほどもちょっとお話がありましたけど、今回の場合でいうと、仮設住宅と本住宅と少し無駄になってもそうやって

やるしかないんじゃないかと思っています。というのは、阪神のときは都市機能が生きていたんです。やられたのは確かです。人口も多い地域ですから亡くなった人もたくさんいましたけれども、都市機能や役所機能なども全部残っていて、すぐ県とあれが中心になって、一回撤去させてまちづくり計画でも一回戻してということがやれて、あれは面積の大きさという問題ではなくて、役所機能やなんか全部残っているかどうかということからいうと、今回の場合そこが全く失われちゃっている。でも、そこで生業っている人たちがいるわけですから、その人たちに今何とかしてあげるとすれば、仮設住宅方式で漁業もちょこっとだけ、とりあえず何とか船を出せるように、あるいは水揚げできるようにする最低のところと、一番被災の少なかった山側の農地を幾らかでも、ことしつくるということが視覚でわかるようなものをまず今の復旧のところで作って、復興はそれとリンクしなくてもしょうがないから、無駄になってもしょうがないからというぐらいな気持ちでやらないと、一ヵ月半じりじりしながらやっていた人間としては、今そっちとリンクをさせてやるというのは、今の機能からすると恐らく無理なような気がするんです。とりあえずやれるものはやってくださいと、このごろはそういう言い方しかできなくなっていて、そこをまずやって、その

間に一年がかりぐらい、計画はもうちょっと早くつくらなきゃだめですけど、一年がかりぐらいでやれるようなもの、もったかかるものというようなことはこの次で、そこはちゃんとリンクしていないとだめだと思うんです。だから一回つくったけど、もう一回ぶっ壊すということも含めてやる。今回の場合はやむを得ないかなと思っっているんです。無駄だと思ったら無駄だけれども、あそこにいる何万人という方のことを考えればと思っっています。

神山 ただ、対応として例えば鉄道、新幹線はまず復旧させますよね。では、在来線とか三セクの鉄道などの復旧を今どう考えているのか。僕はそこが非常に気になります。新幹線を通すのはいんどだけども……

谷口 やはり三陸鉄道を直すのは大変ですよ。相当な被害を受けた。

佐々木 海岸線はいずれにしても大変ですよ。だから東京的発想といえど東京的発想かもしれない。東京から行くのに早いかどうかだけの話で、でも、高速道路もあそこからあばら骨のような枝をどうやって——海岸線を縦には行けませんので、あばら骨の部分をきっちり整備するというのをやるしかないんですよ。

全部やってあげたいんですけども、どのようにしたほうが次の復興につながるかというところで、今回の場

合は多少復旧分が無駄になっても仕方ないというぐらいな発想をもたないと、復旧のものを生かしてなどと考えていたら、また中途半端なものになってしまうのではないかと気がしています。この世にこんなものがあるかというものをみせられちゃうと、本当にそれはちょっとやそっとの話ではないですよ。僕らも一ヵ月ぐらいたつてから行っているんですから、相当片づけましたといわれて。まだ田んぼの真ん中にクレーンがひっくり返っているんですからね。

谷口 では、ちょうど二時間ということになりました。最後に私も一言だけ時間をとっていわせていただくと、多分、復興再生会議ができるより先に予算が通っていたほうがよかったかなというのが感想です。

以上できょうの座談会を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

被災者支援、復興の財政は国民連帯の心で

— 東日本大震災・大津波・福島原発事故 —

立命館大学教授 内山 昭

1、迅速に第二次補正予算の編成を

東日本大震災と大津波による人的経済的被害は甚大であり、日常生活と雇用・生業にかかわる人々の惨苦は長期的に続かざるを得ない。被災者を救援し、生活、雇用や生業を被災以前の水準に回復することは政府本来の責務である。政府の二〇一一年度第1次補正予算は、これを果たすための重要な一環である（五月二日成立）。総額は四兆〇一五三億円、その内訳は仮設住宅一〇万二〇〇〇戸を整備する三六二六億円（総額の九・〇％）、がれき処理費三五一九億円（同八・八％）のほか、道路や港湾などのインフラや学校の復旧一兆六一七九億円（同四〇・三％）被災企業などへの融資六四〇七億円（同一六・〇％）などである。加えて財政投融资による貸付枠四兆三〇〇〇億円が追加され、このうち政策金融公庫には二

兆四〇〇〇億円の上乘せである。

補正予算は速やかに、かつ着実に実行されねばならないが、少なくとも二つの課題を指摘したい。第一に、がれきの撤去には重機や人手の確保などの困難、一〇万戸余の仮設住宅整備には資材や付属部品の調達、用地選定などに困難はあるが、各市町村とも計画や工程表を作り、地域住民の協力と県当局や政府のサポートのもとに作業を進めて欲しい。第二に、今回の第1次補正予算は編成が遅れ、成立までに五三日（阪神淡路大震災時には四〇日）を要した。被害の把握に日時を要し、原発事故の深刻化という事情があったとはいえ、本格的な第二次補正予算は迅速に編成し、成立させることを強く求めたい。

2、原状回復相当額の費用は、原則国庫負担で

本格的な復興財政を担う第二次補正予算は、復興計画

と財政負担の枠組みが前提となる。焦点の一つである財源問題の核心は国民と企業全体が連帯し、政府や国庫を通じて復旧・復興の費用を分担することにある。日本を構成する各地域は互いに密接な依存関係を持つ。元気な東北地方の再生なくしては、東京や大都市圏の人々はおいしいコメや野菜、キノコ、果物、肉類、魚や貝類、水や空気などを口にすることはできない。そして、日本の工業を支える貴重な原料、部品の供給が途絶えてしまう。したがって被災しなかった人々は被災者に、西日本人々は東日本人々に、大都市は農村地域に、豊かな地域、人々、企業はより多くを負担して被災地・被災者に連帯するのである。この国民連帯主義にもとづくと「原状回復費用相当額は、原則国庫が負担し、これを超える費用は低利の公的資金を融資する」ことになる。ポイントを示しておこう。

(原状回復費用相当額) 生活費の支給一世帯一〇―一五万円(失業給付、休業補償を含む、生活保護費の算出基準を援用)、農地、農業施設の原状回復費用相当額全額一兆円以上、被害漁船、船舶の港への移動、修理、買い換えの費用全額一兆円以上、水産加工工場など被災工場、作業施設の修繕、再建費用の一部一兆円(原状回復費用相当額を限度として) 全半壊の住宅再建支援(一〇〇〇万円を上限に)。福島原発事故に関しては、補償、慰謝料

が加わり、東京電力と国庫の負担の組み合わせとなる。相当額との表現は被災時と同じ形態での地域や農漁業の再生ではないことを考慮するためである。

(原則国庫負担) 基準の詳細を明確化し、公的資金の低利融資の範囲を示す。

(根拠一) 大震災・大津波・原発事故災害が広範囲かつ、壊滅的であるとともに、世界有数の水産業地域、農林畜産業地域の再建、放射能汚染、原発事故対処が緊急に不可欠で、国民的かつ国際的意義を持つ。

(根拠二) 二〇世紀の経済社会システム(原子力発電依存、東京一極集中)、生活スタイル、意識が根本的転換を迫られ、復興のあり方を二一世紀型システムの新しいモデルとする必要がある。

(理念) 国民連帯主義の具体化として国民、企業全体が政府や国庫を通じて復旧・復興の費用を分担する。

(復興財源) 第二次補正予算の復興財源は、国民連帯主義から次の手段が導かれる。

● 震災・原発事故被災連帯国債(連帯国債) 発行一〇兆円(中期的に二〇―二五兆円)

内訳・市中消化五兆円(中期的に一〇―一五兆円)

日本銀行引受五兆円(同一〇兆円)

期間一〇〇年(永久国債、償還費の軽減、低利子、

相続税非課税)

…時限的な復興連帯税の創設 二―三年内に五兆円（利子払い、償還財源）

所得税付加税（二〇%―二一・五兆円）、法人税付加税（二〇%―一一・五兆円）、相続税付加税など

このような復興財政の骨格は被災地の知事、市町村長がしばしば根拠を示して求めてきたことであり、安易に政府に頼ることを意味しない。「マイナス（被害を受け、住宅、雇用・生業を失ったこと）状態から出発するのでは、生活も地域も再建は不可能である。せめてゼロ（原状回復相当額の費用の国庫負担）から出発できるようにして」との悲痛な叫びに応える唯一の方途である。

政府の復興構想会議は第5回会合（五月一四日）で復興七原則を示し、「国民全体の連帯と分かち合いで復興を推進する」ことを第七原則に置いた。これは多くの国民の願いに合致する。しかし残念なことに復興財源、費用負担の原則は欠落している。上記に示した「復旧復興の費用は国民、企業全体で分担する」ことを第八原則として明記することが望まれる。

3、省レベルの連帯復興院（庁）と独立の特別会計を創設せよ

復興計画を迅速かつ効率的に遂行するには、関東大震

災時（一九二三年）の帝都復興院のような強い権限を持って一元的に政策立案と実行にあたる省レベル（責任者は大臣）の連帯復興院の創設が欠かせない。政府はすでに二〇以上の機関を立ち上げていたが、これらを緊急災害、原子力災害、復興の各対策本部の三つに集約するという。早期成立を目指す復興基本法で、一年以内に復興庁を創設するとしているが、三本部はここに統合すべきであろう。

復興財政については連帯復興院特別会計を設け、一次・二次補正予算を含む複数年の予算・財政を一つの会計として示すべきである。そうすれば救援から復興の過程で何にどれだけ資金が投入され、費用はだれがどれだけ負担したかについて国民は一目でわかる。費用と負担の関係がクリアになってこそ、被災者も支援する国民も相互の協力・連帯を実感できるのである。

「有機畜産の発展に期待したいこと」

立教大学経済学部准教授 大山 利男

日本国内における有機農業の現状

日本国内で有機農業者は少なくないと思われる。しかし日本農業全体で見ればきわめて限られている。他方、有機食品に関心をもつ消費者も少なくないと思われる。しかし有機食品市場がそれに見合って成長しているだろうか。食品市場全体から見ればきわめて限られている。これが現状ではないだろうか。

表1は、JAS規格として格付された「有機農産物」(いわゆる有機JAS認証の農産物)の数量の推移を示している。多くを語るまでもなく、日本国内の有機農業はまだまだわずかにしか発展していない。二〇〇一年の格付数量を一〇〇とすれば、二〇〇九年に野菜は一九一、果樹は一七五、米は一四九であり、農産物全体では一七〇である。たしかに有機農産物の国内生産は増加したといえるが、国外での格付数量(外国産輸入有機農産物)はそれをはるかに凌駕する。そもそも国内での格付数量は、国

内の農産物総生産量の〇・二% (二〇〇九年)にとどまる。有機JAS圃場面積にしても、二〇〇九年が八、五〇六ha(国内農地面積に占める割合は〇・一八%)、二〇一〇年が九、〇六七ha(同〇・二〇%)にとどまった。

これらの数値は国際的にみて低い数値である。データの信頼性が高い欧米先進諸国とくらべると、これらの数値はよりいっそう低いことがわかる。変動幅が小さい有機農地面積について、各国の総農地面積に占める割合を見てみると、オーストリアの一八・五〇%は別格としても、イタリアの八・六八%、ドイツの五・五九%、イギリスの四・四七%には遠く及ばない。フランスの二・四六%とくらべても二桁は違う。「日本は国土面積が小さいから」とか「日本は生産条件が不利で有機農業に適していないから」といったことはあまり理由にならないだろう。何かが決定的にちがっているのである。

表1 有機JAS格付数量（有機農産物）の推移

	2001	2003	2005	2007	2009	2001-2009 (2001=100%)	
野菜	①国内産有機(t)	19,675	28,444	29,107	32,780	37,644	191
	②国外産有機(t)	23,818	26,994	79,917	82,451	167,230	702
	③国内総生産量(t)	17,594,000	16,727,000	16,279,000	16,265,000	15,958,000	91
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.11	0.17	0.18	0.20	0.24	
果樹	①国内産有機(t)	1,391	2,163	2,222	2,199	2,436	175
	②国外産有機(t)	4,085	18,736	67,512	157,415	24,593	602
	③国内総生産量(t)	4,126,000	3,678,000	3,708,000	3,492,000	3,379,000	82
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.03	0.06	0.06	0.06	0.07	
米	①国内産有機(t)	7,777	10,433	11,369	10,828	11,565	149
	②国外産有機(t)	1,785	2,604	3,171	2,863	32,398	1815
	③国内総生産量(t)	9,057,000	7,792,000	8,998,000	8,714,000	8,474,000	94
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.09	0.13	0.13	0.12	0.14	
麦	①国内産有機(t)	722	858	655	721	782	108
	②国外産有機(t)	2,058	1,732	3,634	10,170	7,059	343
	③国内総生産量(t)	907,000	1,054,000	1,058,000	1,104,000	853,000	94
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.08	0.08	0.06	0.07	0.09	
大豆	①国内産有機(t)	1,162	786	877	986	939	81
	②国外産有機(t)	46,534	54,109	35,362	94,574	90,371	194
	③国内総生産量(t)	271,000	232,000	225,000	227,000	230,000	85
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.43	0.34	0.39	0.43	0.41	
緑茶 (荒茶)	①国内産有機(t)	927	1,487	1,610	1,702	1,873	202
	②国外産有機(t)	72	964	326	83	5	7
	③国内総生産量(t)	84,500	91,900	100,000	94,100	86,000	102
	国内の有機生産割合(①/③)(%)	1.10	1.62	1.61	1.81	2.18	
格付 数量	①国内産有機(t)	33,734	46,192	48,172	53,446	57,342	170
	②国外産有機(t)	94,186	297,923	1,440,178	1,902,279	704,204	748
	③国内総生産量(t)	32,186,500	29,711,900	30,529,000	30,037,100	29,088,000	90
全体	国内の有機生産割合(①/③)(%)	0.10	0.16	0.16	0.18	0.20	

資料：農林水産省 消費・安全局 (http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yunki.html)

ヨーロッパ諸国とのちがひ

ドイツのホーヘンハイム大学のS・ダバート教授によれば、ヨーロッパ諸国のなかでも有機農業の発展に主導的な国とそうでない国がある。それを決定づける一番の要因は、有機農業に促進的な効果をもつ強力な政策的支援があるか否かであるという。実際、農業環境政策が有機農業に促進的な効果を果たしてきたと論じる研究成果は少なくない。ところが主導的な国であっても、有機農業が国内全体で一様に展開しているわけではない。有機農業の発展地域は偏在しており、政策的支援があればどこでも有機農業が発展するというわけではないのである。したがってその他の要因としては、土壌や気候等の自然的な生産条件と、消費者への販売機会という意味での社会経済的な立地条件（都市消費者との近接性）が考えられるが、これらも実は決定的要因とは限らないというのである。いわゆる条件不利地域において有機農業が展開しているようなケースもあり、そのような地域はそもそも有機農業にとっても条件不利なはずなのである。結局のところ、結論とよべるような結論は得られず、個々の要因が重なり合って有機農業はそれぞれ発展してきたとしか言えないのである。

それでは、そのヨーロッパ諸国の有機農業と日本の有

機農業では何がちがうのだろうか。一番に気づくことは水田の有無であろう。水田がもたらす農業構造のちがいは決定的といえよう。しかし筆者は、畜産部門のあり方がもっとも大きなちがいではないかと考えている。スイスの有機農業研究所（FiBL）のH・ウィラーらによれば、世界の有機農地面積の約三分の二は「草地」である。定義もデータソースもたいへんラフな推計しかないのだが、畜産部門が有機農業の大きな部分を占めていることは明らかである。ヨーロッパ諸国に限っても同様である。草地と飼料穀物等の耕作面積をあわせれば、有機農地面積の半分以上が畜産部門にかかわる土地利用である。アルプス地域や北欧諸国ではその傾向がよりいっそう顕著である。

有機農業は、たしかに一面で労働集約的、資本集約的なところがある。園芸部門がそうである。しかし全体としてみると、草地・放牧地や畑作地などの粗放的な土地利用に依拠する部門が大きな部分を占めており、低投入型の農業が展開している。有機農業は一般に生産性が低いとか収益性が低いと見なされているが、それをカバーするのは販売時の価格プレミアムもさることながら、むしろこの粗放的な低コスト生産によって成り立っている。粗放的な有機生産を指向するヨーロッパ諸国では、少なくとも大家畜（および羊、山羊）畜産については有

機生産への転換のハードルが必ずしも高くない。このことに留意しておく必要がある。

畜産部門の特性と可能性

日本では有機農業の中心は耕種部門であったといえる。たしかに「有畜複合経営」という理念が語られて、家畜は有機農業経営の一つの重要なパーツであると強調されてきた。しかし実際は、いわゆる「庭先養鶏」のような飼養形態が一般的であり、本格的な有機畜産農場が成立するにはいたらなかった。その要因としては、つぎのような畜産部門に特有の事情が考えられる。

第一は、畜産部門には処理・加工、流通、販売の各段階があって、それぞれに専門的技術をもった事業者が介在するという点である。とくに屠畜・処理・加工段階では、適切かつ厳格な衛生管理や温度管理も必要である。

日本の有機農業は、もともと産消提携や産直といった生産者と消費者の直接的取引によって支えられ、実名性の「顔の見える関係」がそのベースにあった。しかしそのような取引形態では、畜産物を適切に処理・加工する事業者が介在しないため、鶏卵以外の畜産物は取り扱うことがほとんど不可能であった。鶏卵以外に有機畜産が成り立つような条件はなかったのである。

第二は、有機畜産で必要とされる飼料や生産資材、医

表2 日本国内の有機JAS制度にもとづく有機畜産農場の例

有機畜産物	畜産農場	加工・処理・流通関連事業者等	備考
鶏卵	ワタミファーム瀬棚農場（北海道）	グループ内流通	
	（農）黒富士農場（山梨県）	高級スーパー、百貨店等	「リアルオーガニック」
鶏肉	（有）共栄ファーム（茨城県）	鹿島飼料	「オーガニックチキン」
		茨城内外食品/ジィシーフーズ らでいっしゅぼうや/オーガニック レストラン、等	
肉牛	北里大学付属八雲牧場（北海道）	大病院/東都生協/レストラン等	「北里八雲牛」
	七戸畜産協同組合（青森県）	十和田地区食肉処理事務組合 IH ミートパッカー（株） 十和田ミートセンター 山形ミートランド らでいっしゅぼうや等	「有機牛肉（日本短角種）」
	津別町有機酪農研究会（北海道）	北海道畜産公社 日本販売農業協同組合連合会	「有機牛肉」
	津別町有機酪農研究会（北海道）	明治乳業札幌工場	「明治オーガニック牛乳」
牛乳	ワタミファーム瀬棚農場（北海道）	ワタミファーム自社工場	「ワタミ有機牛乳」
	大地牧場（千葉県）	タカナン乳業	「タカナン有機牛乳」
	キープ協会農場（山梨県）	タカナン乳業	「キープ農場・有機ジャージー牛乳」
	ワタミファーム瀬棚農場（北海道）	ワタミファーム自社工場	有機チーズ・バター 有機アイスクリーム

療サービス等が供給される体制が整っているか否かという点である。有機飼料生産は農場内自給が原則とはいえ、外部導入が必要な場合も少なくない。それらを調達可能にする社会経済的条件は有機畜産経営の成否を決す一つの要因である。

第三は、以上のことからわかることだが、畜産農場はその川上と川下に対して経済事業者や関係者とのつながりがつよく、広がりもあるという点である。そしてこのことは結果的に有機認証のハードルを高めている。外部から導入する飼料・資材は「有機」に適合していなければならず、出荷先の処理・加工施設も生産物を「有機」として取り扱わなければならない。有機認証されるためには、すべての関係事業者が一体的に取り組むことが必須である。有機JAS制度という生産工程管理者（いわゆる有機認定農場）になろうとしても、畜産農場が単独で生産工程管理者になることは現実にはほとんど不可能なのである。

有機畜産が発展するためには、以上のような点を克服することが課題である。個々の関係事業者の採算性や利害などの現実問題はあるだろうが、有機畜産の成否はこれら関係事業者の一体的取り組みが構築できるか否かに大きくかかっている。

ただし、以上のような点は視点を変えることで、それ

が発展の契機であることも忘れてはならない。もし畜産農場と関係事業者が一体的に取り組めるのであれば、有機畜産は一気に拡大する可能性が出てくる。その全体としての損益分岐点を超える生産規模が、つよく求められるからである。一般に畜産物の処理・加工施設と輸送インフラは最大の制約要因といえるが、もしこれらの部門で事業者が有機畜産物を取り扱う用意があれば、その処理能力に応じた有機畜産物の生産が促される可能性が出てくる。畜産農場の方でも有機転換の経営的見通しが出てくるのである。

現在、有機JAS畜産物の生産工程管理者となつている農場はごくわずかである。表2は筆者の知る範囲でいくつかの事例をまとめてみた。すべてに共通するのは、畜産農場から関連事業者までが一体となつて有機畜産物を生産、流通させているという事実である。格付数量はごくわずかであり採算ラインに達していないかもしれないが、何とか損益分岐点を超える規模に達してほしいものである。そして、この分岐点を突破できたときに有機畜産は大きく発展し、有機農業界全体の発展にも寄与できると考えられる。ヨーロッパ諸国を旅すると、主要な小売店（スーパーマーケットチェーン）ではほぼ例外なく有機食品を販売している。農産物だけでなく乳製品、食肉、鶏卵などもきわめて充実している。国や地域によ

って食生活はことなるので一概には言えないが、食品市場における半分のシェアは畜産物および加工食品である。日本の有機食品市場では、この畜産物の部分がほとんど皆無である。このことがヨーロッパ諸国との決定的なちがいである。有機畜産の発展は、有機食品市場の絶対的規模を拡大させるとともに、スケールメリットの可能性をもたらす。特別で高コストだった生産、加工、流通費用をいくらかでも低減できるであろう

有機畜産のメリットは

昨年（二〇一〇年）二月から一二月にかけて「有機JAS規格の見直しに係る検討会」が行われてきた。この検討会は、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の規格（基準）ごとに開催され、検討内容は農林水産消費安全技術センターのホームページにて公開されてきた。有機JAS規格の改正は、この検討会の審議をふまえて農林物資規格調査会において正式決定される予定である。検討会では、数多くの綿密な検討がなされたようであるが、基準の精緻化と資材の可否に関する点に審議が集中したという印象がよい。検討会の性格上仕方がないが、そのような審議では、基準をより厳格化するのか、それともより緩和するのか、ということに論点はつきてしまう。

そもそも有機畜産とは何かという問題はかなり以前からあったが、政府機関による議論の歴史は浅く、コーデックス委員会で国際的な有機畜産ガイドラインが合意されたのは二〇〇一年であった。日本国内ではそれをうけて二〇〇五年に有機畜産物のJAS規格が制定されたのである。そのポイントを要約すると、①飼料は主に有機農産物を与えること、②畜舎内および運動場には家畜に適したスペースを確保してストレスを与えずに飼育すること、③医薬品、抗生物質等を病気の予防目的で恒常的に用いないこと、④遺伝子組換え技術を使用しないこと、などである。

ただ、以上のポイントはあくまでもミニマムな要件である。極端なことをいえば、これらを満たすだけであれば「ファクトリー・ファームिंग」でも可能かもしれない。しかし、それを有機畜産とは呼べないし、消費者もそれを有機畜産として支持するとは考えにくい。もともとの有機農業界の共通認識として、有機畜産の基本には「畜産は土地と結びついた生産活動である」という大原則がある。たとえば有機飼料を給与するという要件は、だからいかにして有機飼料を調達するかという問題ではなくて、いかに飼料を農場内または地域内で「有機」として生産できるかという問題である。また永年性の放牧・採草地をいかに「有機」として管理できるかという問

題のほずである。周辺環境に配慮することもポイントであろう。さらに家畜の健康や快適性に配慮するのは、その背景に動物福祉の思想があるためで、ひいては健康な家畜から健康で安全な畜産物が供給されるというメリットも強調されている。こういったことが有機畜産の原則である。その意味で山地酪農などの放牧畜産はきわめて有機畜産としての可能性をもっている。

消費者（もしくは一般国民）は専門家ではないので、見直し検討会で審議されたような生産資材や技術上の詳細をよく理解するとは限らない。しかし、それでも有機畜産を支持するとすれば、それは大枠としての有機畜産の原則に賛同するからであり、その生産物（有機畜産物）にメリットを見いだすからである。

有機表示に対する認知度向上の必要性

最後に大変ショッキングなことを紹介しておきたい。それは「有機農業」という言葉の認知度は高いが、有機JASマークに対する認知度がきわめて低いという調査結果である。農水省の公表資料によれば、約八割が有機JASマークを「知らない」と回答しているという（原資料は「有機農業に関する消費者の意識調査報告」特定非営利活動法人日本有機農業研究会、平成二二年三月）。調査対象や手法については吟味する必要があるが、それ

にしても寂しい結果である。消費者による認知度の低さは、その本人が責められるべきことであるが、しかしきわめて深刻な事態でもある。

EUでは有機農業アクションプランのなかで統一表示（EU有機ロゴ）の重要性を一貫して強調してきた。有機ロゴを統一すべきか否かという点は賛否諸説あるが、少なくとも消費者の認知度向上が重要課題の一つであることは間違いない。EUではそのための情報宣伝キャンペーンを二〇〇八年からはじめている。また各国でも、有機農業支援の一番は消費者への普及活動であるという認識から、テレビやその他メディア等を通じた情報宣伝に財政支援している国がある。筆者は、テレビのコマーシャルこそ見たことがないが、スイスやドイツ国内の駅ホームや空港で大きく「ビオ（有機）」と描かれた農畜産物や加工食品の広告をしばしば見かけている。スーパーマーケットの店舗内でも「ビオ」の広告は大々的である。

有機農業は、これまで耕種部門を中心として産消提携などの直接的取引によって牽引されてきた。しかし畜産部門はそのような直接的取引には適さなかった。有機畜産が発展するためには別のかたちも必要であり、それが有機農場と関係事業者による一体的な取り組みに他ならない。ここで関係事業者というのは、協同組合のような地域的組織もあれば、食品メーカーや小売業の大会社で

あってもよいだろう。いずれにしても、そこに有機畜産の一つの発展可能性がある。私たちは日常的にテレビや雑誌・新聞等でさまざまなコマーシャルや広告を見聞きしているが、そのなかで食肉加工品や乳製品のコマーシャルは少なくない。まさに有機畜産は、関係事業者との一体的な取り組みによって生産、流通を拡大させるだけでなく、このような情報宣伝の必要性和可能性をより多くもっている。ヨーロッパ諸国での有機農業界の経験をみていると、日本の有機農業の「つぎの一步」として、有機畜産を推進役とする多様な消費者開拓があってよいのではないかと考える。

文献

- 農林水産省 生産局農業環境対策課（2011）「有機農業の推進について」（平成23年1月）
- Dabbert,S et al. (2004) Organic Farming: Policies and Perspectives, Zed Books
- Willer,H and Klitcher, L. (Eds.) (2011) : The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2011. IFOAM, Bonn & FiBL, Frick
- Willer,H and Klitcher, L. (Eds.) (2009) : The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2009. IFOAM, Bonn and FiBL, Frick

長期の田畑転換による 地力低下の現状と対策

中央農業総合研究センター
土壤肥料研究領域
新良 力也

1、はじめに

稲作転換対策が一九六九年に試行開始され、一九七一年から本格的な転作対策が始まった。農林水産省大臣官房統計部のデータによると、水田利用再編対策が始められた一九七八年以来、夏期に水稻以外の作物のみが作付けられた田面積は、毎年、二八万ha以上、一九九八年以降では四〇万ha以上で推移してきた。これは、田地面積の一七〜二〇%に相当し、夏期全期不作付地を含めると二八〜三二%となる。特定の水田で水稻以外の作物を作付けしてきたのではなく、田畑転換が実施されてきたので、試行から四〇年を経て、多くの水田土壌が転換畑状態の履歴を持つことになった。一般に、地力は水田土壌で高く、畑作化で低下すると考えられているが、田畑転換の実施が水田の地力に及ぼした影響はどうであった

のか。水田利用再編対策で特定作物として優遇された大豆作において、地力の低下を実感するとの懸念が広がり、一方、水稻についても、高温気象条件による玄米外観品質の低下現象が問題視されるなかで、地力低下の関与が指摘されるようになった。そこで、私たちは、田畑転換の継続による地力の低下と土壌管理を中心にした対策技術について研究を実施した。

2、水田土壌の特徴

水田土壌は、水稻生産のために湛水をするることにより特徴ある性質を有するようになった土壌である。水田では、藻類の発生による空中窒素固定があり、その遺体が土壌に付加されて窒素成分が豊富になること、酸素不足で発達する還元状態でリン酸が有効化すること、灌漑水に伴いカリウムやケイ酸が流入することから、地力の回

復があり作物生産性が高く維持される。また、酸素不足の条件下で土壌中の有機物分解が抑制され、畑土壌に比べて土壌有機物含量が高い場合が多い。

日本の水田土壌のうち、面積割合として、三七％を灰色低地土、三二％をグライ土が占める。前者は沖積地のなかで地下水水位が低い場所に存在するのに対し、後者は地下水水位が高い場所に分布し、強く還元され青灰色を呈したグライ層を持つ。先に、水田では作物生産性が高く維持されると述べたが、水稲のより高生産をもとめ、特にグライ土を中心に排水対策が実施されてきた。グライ土は強い還元状態にあり、硫化水素等の水稲生育阻害物質が蓄積すること、また、機械の導入が妨げられるほど物理的に軟弱であるために、排水改良対策を必要とした。

3、田畑輪換水田の地力実態

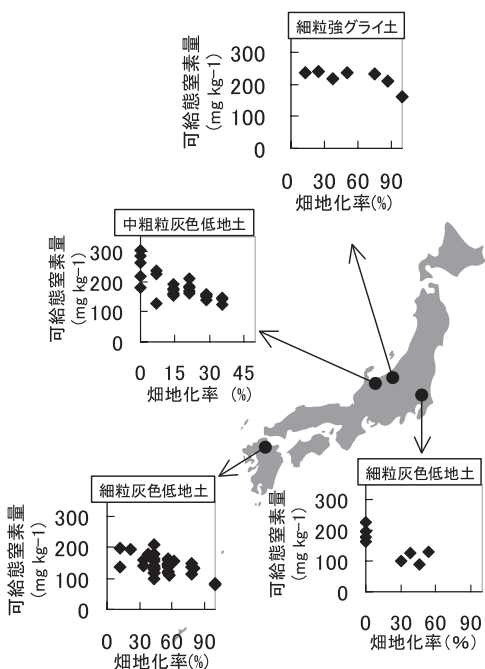
3-1 地力窒素の低下

水田へ畑作を導入し、その導入回数が増加することによる地力の低下要因としては、まず、土壌有機物の減耗があげられる。有機物の減耗は、窒素供給能の低下や土壌物理性の劣化を引き起こすと考えられるが、水稲と大豆ともに生育に大きく影響を与えるとして、表層土壌の可給態窒素量を調査した^①。富山県、茨城県、福岡県に

おいて、生産組合法人が管理する水田圃場について、過去数十年間の作付履歴から転換畑回数が様々な圃場を選択し表層土壌を収集した。新潟県においては、ある土地改良区内を調査範囲とした。可給態窒素量とは、採取した少量の土壌を三〇℃の恒温器で保温し、一定時間に、ここでは一〇週間に土壌中に増加する無機態窒素量のことで、作物への窒素供給能力を評価する良い指標と考えられている。また、転換畑回数については、過去数十年間における夏作期回数に占める水稲を作付けしなかった夏作回数の比率を畑地化率と定義して評価した。その結果、新潟県を除いた調査地域において、転換畑作をほとんど実施しなかった圃場に比べて、少なからず転換畑作が導入された圃場において窒素供給能力を現す可給態窒素量が低く、また、畑地化率の高まりとともに低下が著しくなることが把握できた(図1)。特に、中粗粒質な土壌を調査した富山県で、畑地化率の増大とともに低下が著しい。一方、新潟県において可給態窒素量の低下が認められなかったのは、対象が重粘土と呼ばれるほどの細粒質な土壌であることと関係があると考えている。

一般的に、畑と比較して水田では、表層土壌の通気が不十分なため、リグニンの主要分解者である糸状菌や生物遺体の細粉化に大きく寄与する土壌動物の活性、及び酸素分子を必要とする生化学・化学反応の進行速度が小

図1 各地の生産者水田圃場における可給態窒素量と畑地化率との関係



農業・食品産業技術総合研究機構研究成果情報1)より作図

下を助長したと推察される。

3-3 窒素以外の地力に関する報告

窒素以外の地力に関して、現状を懸念させる報告がある。福井県下全域の水田を対象にした一九九七―二〇〇〇年の調査では、一九七四年以前の調査値に比較

と、昭和四七年産報告書において、既に、原料の稲わらがコンバイン処理により得がなくなり、たい肥施用量の減少傾向が指摘されている。たい肥化でなくコンバイン処理された稲わらも土壤への有機物補給としては有効であるので、さらなる有機物補給として、ここでは原料が完全には自給されていないきゅう肥の施用量を算出した。全国平均値から見た水田へのきゅう肥の施用量は、一九七〇年代末にかけて急減し、現在では一〇アルあたり一〇〇kg以下となっている。この施用量は、地力増進基本指針における水稻作への標準的なたい肥施用量、稲わらたい肥一〇〇kg、牛ふんたい肥三〇〇kgに比べると非常に少ないものである。きゅう肥施用による有機物の補給量が減少したことは、田畑輪換により土壤有機物の分解促進状態となる頻度が高まることで進行した地力窒素の低下を助長したと推察される。

大きく、有機物分解が抑制されると考えられている²⁾。ここで紹介した調査結果は、大豆作の期間中に土壤への通気が十分となり有機物分解抑制が解除され、有機物の一面分である可給態窒素の減少が生じたことが実態となっていることを示している。

3-2 たいきゅう肥施用量の減少

農林水産省統計部の米及び麦類の生産費調査による

と、昭和四七年産報告書において、既に、原料の稲わらがコンバイン処理により得がなくなり、たい肥施用量の減少傾向が指摘されている。たい肥化でなくコンバイン処理された稲わらも土壤への有機物補給としては有効であるので、さらなる有機物補給として、ここでは原料が完全には自給されていないきゅう肥の施用量を算出した。全国平均値から見た水田へのきゅう肥の施用量は、一九七〇年代末にかけて急減し、現在では一〇アルあたり一〇〇kg以下となっている。この施用量は、地力増進基本指針における水稻作への標準的なたい肥施用量、稲わらたい肥一〇〇kg、牛ふんたい肥三〇〇kgに比べると非常に少ないものである。きゅう肥施用による有機物の補給量が減少したことは、田畑輪換により土壤有機物の分解促進状態となる頻度が高まることで進行した地力窒素の低下を助長したと推察される。

して、有効態リン酸量は改善されていたが、表層土壌の耕うんされた深さが浅くなっていること、PH六以上を示す圃場の割合が大幅に低下していることが認められ、深耕と塩基バランスを考慮した資材の施用が必要と指摘されている^③。耕うんされた深さと土壌PHの低下をもたらした要因としては、水稲作と畑作を交互に行いうる条件を備えた汎用化水田の整備率が高まったことによる乾田化と共に、資材投入量の減少、経営規模拡大による耕うんの粗放化があげられている。この報告で指摘されているのは、田畑輪換という土地利用のみでなく排水改良工事を伴う汎用化水田整備の影響となるが、汎用化とは田畑輪換の実施を容易にするための整備であるから、上で述べられた実態は、田畑輪換水田の現状に含められるであろう。

4、土壌管理対策と今後の研究方向

窒素養分供給は多種の作物生育に大きな影響を及ぼすが、大豆では、根粒による窒素固定があり、施肥やたいきゅう肥などの窒素養分の人為投入が容易に顕著な増収効果をもたらすとする試験結果は多くない。ともかくも、大豆作への標準的な窒素施肥量は一〇アールあたり三kg程度、生産者圃場における窒素施肥量はより少ない場合がみられる。このような大豆作では、子実として圃

場から持ち出される窒素量が多いために、圃場へ投入される窒素量より持ち出し量が過剰となり、土壌窒素の減耗につながるとの論議がある^④。水稲に対しては、年々、コメの食味を重視して窒素施肥量が低下し、北陸地域では二〇〇二年には一〇アールあたり五・一kgにまで減少している^⑤。この場合、窒素収支は、水稲作でも持ち出し過剰になってくる。

田畑輪換水田では、たい肥等有機質資材の投入量が少ないだけでなく、大豆への増収効果の不確実性とコメの食味重視のために窒素肥料の投入量が少なく、窒素収支が持ち出し過剰となる状況が続く可能性がある。この現状では、作物生産が、水田として過去に蓄積された土壌有機物の分解による養分供給に過度に依存し、地方の低下が進んでしまう危険性が考えられる。田畑輪換水田では、有機物投入を基本に据えた積極的な“土づくり”が必要である。

福岡県筑後地区では、水稲―麦―大豆―麦の輪作体系が増加し、可給態窒素量の低下に加えて、土壌の孔隙の減少が認められるようになったため、福岡県農業総合試験場において、牛ふんたい肥の活用対策が研究された^⑥。地元の生産組合と協力の上で牛ふんたい肥一〇アールあたり一・五トンを数年間施用したところ、可給態窒素量を増大修復させ、大豆収量が九%増収する結果を得

た。富山県農業研究所では、中粗粒質な水田土壌において、有機物の中でも特に窒素成分を補給することを目的に緑肥の活用技術開発に取り組み、マメ科の緑肥ヘアリーベッチをすき込むことで、可給態窒素量を修復し大豆の収量が三八%増収する結果を得た⁽¹⁾。牛ふんたい肥の活用は地力窒素だけでなく孔隙の増加など土壌の物理的性質の改善効果も期待できる。一方、緑肥ヘアリーベッチは、冬作のある地域では活用できないが、たい肥の運搬散布に比較して省労力で導入可能という長所を持つ。

有機物投入による土づくりとともに、地力を消耗させない適切な田畑輪換の作付け体系を明らかにしておくことが必要である。一九九〇年前後の研究では、畑作物の有利な作付継続可能年数と畑作物生産力を回復するため水田期間、例えば、畑五年は水田に三年復元しても麦と大豆の収量が完全に回復しない等を考慮して、畑三年一水田二三年が適正と考えられた⁽⁶⁾、⁽⁷⁾。ただし、当時、作付体系試験は、試験事例の段階であり、条件が異なる任意圃場の適正な輪換年数を策定できる結果を得られていないとされ、その後も、圃場試験労力が多大なために進展が見られていない。

平成二二年三月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、食料自給率向上の具体策として水田での飼料用米、米粉用米、大豆作、冬麦作の生産拡大が盛り込

まれている。土壌からの養分持ち出しが大きい作付けや畑作としての利用が高まり、現状の土壌管理のままでは、地力の低下傾向が進行すると予想される。地力維持の視点から適切な作付け体系とはどのようなものを明らかにすること、そして、今まで以上に作付け率が高くなった水田の地力を維持向上させてゆく技術開発に向けた研究を開始したところである。

引用文献

- (1) 新良力也ら (二〇一〇) : <http://www.naro.affrc.go.jp/top/seika/2009/01narc/narc09-02.html>
- (2) 和田秀徳 (一九八四) : 新土壌学、朝倉書店、東京、一五九—一八三。
- (3) 福井県農業試験場生産環境部土壌環境研究グループ・福井県園芸試験場営農環境研究グループ (二〇〇〇) : <http://www.affrc.go.jp/ja/research/seika/data/inada/h12/inada01014>
- (4) 住田弘一ら (二〇〇五) : 東北農研報、一〇三、三九—五一。
- (5) 近藤始彦 (二〇〇七) : 農業および園芸、八二、三二—三四。
- (6) 花井雄次 (一九八七) : 研究ジャーナル、一〇、No. 九、二八—三三。
- (7) 佃 和民 (一九九〇) : 農業および園芸、六五、三八五—三八八。

シリーズ 〃どこへ行く 日本食と農の連載終了と

シリーズ 〃農業研究最前線からの報告の連載開始にあたって

本シリーズ 〃どこへ行く 日本食と農¹⁾は二〇〇八年八月号(六八二号)を第一回として、今回の二〇一一年五月号(七一五号)まで、合計二六回の連載となった。当初は一年くらいを目安にしていたから、異例の長期連載となった。その際の問題意識は、不二家・ミートホープ・石屋製菓・赤福・・・と続いた食品偽装にみられる食の安全・安心に対する重大な侵害が日常茶飯事になっていることに對する危機感にあった。このため、今、日本の食と農の現場がどうなっているのかについての冷静な実態認識が必要であるとの判断に基づいて、水産・食料・消費・生産の四分野に大きくくりして、接近しようと試みたわけである。

どちらかと言えば「堅い」論文・記事で埋め尽くされている本誌に、少しでもオアシスのごとき一服の清涼剤を盛り込もうというのが企画者の狙いであった。いくつかのやや珍しいテーマをピックアップして恣意的に分類してみると以下のようなことになる。水産関係では回転寿司、焼き鯖寿司、ふぐ、食料関係では豆腐店・モカコーヒール・こんにゃく・馬肉文化、消費関係では山羊製品・国産ナチュラルチーズ・ごま、生産関係ではユウグレナ・日本短角種・江戸東京野菜・ミツバチなどがそれである。いずれも通常の特集や論文では取り上げられることが極めて少ないトピックスであるといつてよいだろう。しかし、こうした一見小さな話題の中にも日本の食と農をめぐる問題が凝縮して存在していることを改めて教えてくれた点で、それぞれの執筆者にはこの場を借りて心から感謝しておきたい。残念ながら、昨年の口蹄疫問題の発生や今まさに現在進行形で進んでいる原発事故にともなう野菜や生乳の放射能汚染など、食と農をめぐる現場に立ちこめる暗雲が解消されたわけではないが、この長期連載は今回をもってひとまず終了することにした。

代わりに、すでに本年の一月号(七一一号)からシリーズ 〃農業研究最前線からの報告²⁾が始まっている。これは七〇〇号記念の座談会(二〇一〇年三月号)で提案された「農業技術の問題をもっと取り上げて欲しい、自然科学系の研究者の論文等も載せてもらえれば組合員と本誌との距離が縮まる」という意見に応えようとしたものである。編集委員に梅本雅さんが参加されたのをきっかけに実現した次第である。始まったばかりではあるが、極めてアップトゥデートな話題に満ちていて、この連載も未広がりには長期化するのではないかとという雰囲気漂っている。そんなことを期待しながら、旧連載の終了と新連載の開始に対する報告を申し上げておきたい。

(編集委員 谷口 信和)

編集後記

東日本大震災の復旧対策を盛り込んだ本年度補正予算が、五月初旬によく成立した。総額四兆一五三億円の予算は、仮設住宅の建設や瓦礫処理、道路や港湾復旧、医療費の軽減措置や雇用支援など被災者の生活支援に重点を置いたものとなっている。大震災と大津波は特に農山漁村に壊滅的被害を及ぼし、農・漁家の生活と仕事を根刮ぎ奪ってしまったのだから、当然すぎる措置と思う。遅きに失したと批判はあるが、被災者がとりあえずの日常生活を取り戻し、将来の生活設計に思いをめぐらす暇を作り出すためにも、一刻も早い予算の完全執行が急がれている。

東日本の沿岸部一帯を巻き込んだ今回の地震と津波、被災地は日本を代表する農漁業地帯であり、農地や農業施設、そして生業のフィールドとしての漁場をはじめ膨大な量の漁船・漁具等を流失・破壊させた。農地の被害は、津波による流失・冠水だけでも東北・関東六県で二万四千ヘクタールといわれているが、流失・冠水の被害だけでなく用水路やパイプラインなどの破損や地割れ、液状化などの被害を内陸部でも発生させている。これらは、目視でなく実際に通水してみなければ解らなく、被害面積は更に増えるといわれている。加えて、福島第一原

発事故は放射性物質を大量に放出し続け、収束どころか事態をいっそう深刻化させ農地や農畜水産物を汚染し続けている。これら農地への作付けが、今年は無理としても今後使用可能になるのか不明であり、被災農家の怒りや無念さは察してあまりある。当座の収入の手段・術も絶たれた農漁民が「人災」で生きる希望まで失うことにならないよう政治の役割がしっかり果たされることを願いたい。

今回の震災は、高齢化・過疎化による疲弊がすむむ北が、低廉な労働力や食料の供給基地のみならず、電力供給基地、部品工場として東京をはじめ首都圏の繁栄を支えてきたという現実を明らかにした。高齢被災者の多さもさることながら、ガソリン不足や部品供給網の寸断、物流の停滞等都市生活や企業活動をもマヒさせた。自らの身を削って首都圏を支えてきたその東北が、未曾有の災害に遭うというのも皮肉というほかない。

福島第一原発は、首都圏に電気を供給するために作られた施設である。今日の豊かな生活は電気がなければ成り立たないのだが、便利さの裏側には必ずその繁栄を支える踏み台が存在することを、便利さを受する側は忘れてはならない。

被災地の復興とともに、エネルギー問題は今後の国のあり方に直結する重大な課題になるだろう。否、しなければならぬと思う。

(太田)